

報告集

地域の活性化で企業も労働者も元気に
第 8 回「中小企業を元気に！」

シンポジウム

コロナを乗り越え、つながりを強めて地域の活性化を

日 時：2021 年 11 月 27 日（土）

14 時～16 時 30 分

場 所：けんせつプラザ東京・5 階

◆実行委員会◆全労連 全商連 東京地評 東京土建

全労連・全国一般 JMITU 東商連 自治労連

も く じ

【主催者あいさつ】

荻原 淳 東京地評 議長	1
--------------	---

【シンポジスト】

大阪自治労連	仁木 将 書記長	3
中同協 政策委員会	野水 俊夫 副委員長	6
東京土建 墨田支部	出雲 洋行 書記長	9
全商連 中小商工業研究所	宮津 友多 事務局員	12

【コーディネーターまとめ】

吉田 敬一 駒澤大学名誉教授	15
----------------	----

【閉会あいさつ】

全労連 前田 博史 副議長	18
---------------	----

主催者あいさつ



荻原 淳 東京地評 議長

皆さんこんにちは。ご多忙のところをご参加いただきありがとうございます。ご紹介いただきました東京地評議長の荻原です。主催者を代表し一言ご挨拶を申し上げます。

今回で8回目ですが、前回に続き新型コロナ感染が継続するなかオンライン併用での開催です。

前回との違いは感染状況が落ち着いてきたことです。と、言いたいところですが、アフリカ南部で新たな変異株が広がり、世界各地でも感染者が見つかっています。岸田政権は経済回復の対策に前のめりであり、大変気になるところです。話を戻しまして、感染爆発、緊急事態宣言という大変な状況が続くなか、開催に向け準備してきた実行委員の皆さん、大変お疲れさまでした。感染防止を徹底するため、今回も一定の制限・制約がありますが、オンラインで参加の皆さんも含め、ご理解ご協力をお願い致します。

コーディネーターをお願いしました駒澤大学名誉教授の吉田敬一先生、パネリストをお願いしました、大阪自治労連の仁木さん、中同協政策委員会の野水さん、東京土建墨田支部の出雲さん、全商連・中小商工業研究所の宮津さん、大変忙しいところをご出席いただきありがとうございます。後ほどよろしくお願い致します。

最低賃金の全国一律化、大幅引上げと中小企業支援などにふれて挨拶申し上げます。

コロナ禍が長く続き、経済の落ち込みが激しいなか、中小企業経営、商工業者の営業は大変な困難に直面しました。大企業は業績回復に転じる一方で、中小企業や商店街などの危機的状況は今も変わりないと思います。国や自治体などの緊急対策、支援策が十分な効果をあげたのか問われており、さらなる改善、拡充も当然求

められます。

働く者も2年にわたり大変厳しい状況が続いています。労働者の大多数は中小企業に働いており、効果的な直接の支援を継続・強化し、経営を安定させることで、労働者も安心して働き、暮らすことにつながります。企業も活性化し、働く者のモチベーションもあがり、労働組合も強化できる。地域経済が活性化し住民のくらしが豊かになる。そういう方向に進める方策を見出すため、大いに議論していきましょう。

今、労働組合は、全国一律最低賃金制度を実現し、最低賃金を1500円以上に引上げる運動に取り組んでいます。中小企業や業者の皆さんと力を合わせて国民世論をつくり、労働者も中小企業も元気になり、全国で地方・地域が活性化し発展する日本をめざしたいと思います。政府は3%程度の引上げを行ってきましたが、中小企業が最低賃金大幅引上げにも十分対応できるようにすることが、今最も大事な課題です。

全労連は、中小企業支援策に関する「提言(案)」の中で、その具体化として中小企業予算の増額、直接補助と保険料減免、大企業との公正取引、地域の中小企業向け有効需要創設の4点をあげています。この内容なども踏まえて、早期に懇談や議論を進め、合意をつくりましょう。全国一律で最賃大幅引上げには、支援措置をとることを明確にして、社会全体の合意形成、政治の決断を促し、法改正を含めた措置をとるべきです。労働組合と中小企業団体、業者団体などが率直な話し合いを続けて合意を見出していくことが大切です。

今、中小企業の「生産性」を問題にしたり、中小企業は多すぎるから「淘汰」を促進するなどの論調もありますが、とんでもないことです。

日本の中小企業は大変大きな役割を果たして

きました。最先端の高度な技術を開発し、日本の産業発展を推進してきました。日本の大多数の労働者と家族の命と健康を守り、生活を支え、地域の発展を支えてきました。地域に存在する自治体は、振興や支援の制度づくり、低利子や利子補給の融資制度などを実施してきましたが、国・自公政権は大企業最優先で産業政策を打ち出し、中小企業には極めて冷たい対応を続けています。企業総数の99%を超える中小企業の国の予算が、1100億円程度しかなく、それも削減が続いています。新型コロナ感染拡大の危機を乗り越える制度の抜本拡充、予算の大幅増、現場の声と願いに即応できる緊急措置を求めています。経営者、業者、労働者がいっしょに声をあげましょう。

中小企業や労働者の厳しさの根本に政治の間

題があります。大企業や富裕層は優遇するが、中小企業や労働者に冷たい政治の転換がどうしても必要です。政府の中小企業政策を抜本的に転換するとともに、労働者保護の政策を再構築し拡充すべきです。そのためには、新自由主義の路線にしがみついた自公政治を根本から変えて、すべての働く者、国民と中小企業、自営業者を守り、みんなが元気になる政治を実現する。これが中小企業振興と地域活性化、働く者の賃金・権利向上につながると確信します。

最後に、今日のシンポジウムに皆さんの最後までのご協力をいただき、豊かな内容にさせていただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。



シンポジウム

くらし・労働・健康 4・4なんでも相談会

～コロナ禍で大変だからこそ 住民とともに力をあわせて～

仁木 将 大阪自治労連書記長



大阪自治労連の二木です。大阪自治労連として、それから公務で働く労働組合として地域で何ができるのか考えて実践した中身について報告します。

大阪公務共闘で今年4月1日に実行委員会を立ち上げて話し合い「くらし・労働・健康4・4なんでも相談会」を行いました。緊急事態宣言が解除された隙間を縫って何とかできた取り組みでした。公務・公共職場で働く労働者が地元商店街に一步踏み出そうと、踏み出した上で住民の声とか厳しい実態を目の当たりにして、少しでも労働組合として問題解決や関係機関などの対応など運動の前進を目指して企画した中身でした。「なんでも相談会」と銘打ち、大きく3つ行うことにしました。1つが、公務共闘では毎年街に出て行政相談活動をしていたわけですが、コロナ禍でいろんな問題が地域に渦巻いていると考え、行政相談だけではなく生活相談、健康相談、子育て相談、労働問題などの相談に対応するために、子供の貧困に関わる団体、大生連、教育相談関係にも声をかけて、もちろん労働相談の関係は大阪自治労連弁護団にも協力を得て行いました。もう1つは、既に各地域で取り組まれていたフードバンクですね。当面、その日にすぐ食べられるものあるいはしばらく保存できるものを何とか確保して、食材提供に取り組みました。

商店街の要求を聴くアンケート

一番の中心に置いたのは今日のテーマにもなるのかなと思いますが、大阪自治労連の事務所というのは日本一長いと言われる天神橋筋商店街のお膝元にありまして、商店街の皆さんの要求を聴く要求アンケートの取り組みです。実際

に地域に暮らす皆さんと商店街の皆さんに何を聴くのか、ということです。国でもそうでしたが、とりわけ大阪府、大阪市の行政がしている手立てと住民や事業者が求めているもの、困っていることに対応できてないと、ギャップがあることは明らかでしたので、どういうことを行政に求めているのかということをお聞きにしました。実際に地域の商店街や住民の皆さんにポスティングしたアンケート用紙をお示ししていますが、収入がどうなったのか、あるいは国や大阪市に望むことは何なのか、そしてコロナ禍で感じていることをお聞かせください、という中身でアンケートを取らせてもらいました。商店街いきなり入っても何をしに来たんだ、ということになりますので、事前にご理解いただくために、日ごろから商店街の振興協会の皆さんとは交流もしていますが、改めて振興協会に申し入れをしたところ、すごくいい内容だということで、取り組んでくださいとご理解をいただきましたし、当初、ビラだけを持って行ったんですが、このビラをポスターにしてほしいと言われましたので、引き伸ばしたポスターを持って行き、それを掲示板に掲示していただく、ということもできました。

手紙付きのビラ配布し「なんでも相談会」

それから、地域住民の皆さんには限られた区域ですが、約2600戸にビラを配り、そして事前宣伝も行いました。ビラと意見・要望を寄せてくださいという手紙付きで配りました。28日にお配りしたんですが、翌日には地域住民の方からアンケートが返ってくる、という状況もありました。当日の様子ですが、実際に相談を受けたのは5件だけでしたが、どれも切実な中身だ

ったと思っています。写真に写っているのは若い女性ですが、この方は実はフードバンク、食材提供が始まる前にこの場所に並ばれており、食材提供を受けて、悩みがあるんです、ということで相談を伺いました。会社の業績不振で自ら退職したと言われましたが、その話を聞くと、実質的に雇止めさらたんじゃないかな、ということでしたし、雇用保険が打ち切られるので収入がなくなるという不安があったそうです。ですので、退職された後ですが、労働相談から生活相談につなげる、という中身でした。もう一方も女性でしたが、その人自身が子ども食堂とかフードバンクをやりたいので見させてほしいと、具体的にどうしたらいいのか、相談も実際にありました。こういう活動に関心をもっていただいて何ができるのか地域で考えられている方々もいらっしゃる、ということも、この取り組みでわかったことです。

食材を受け取ってホッとした表情

食材提供は、率直に私もこの日はバタバタといろいろ動き回っていましたが、印象的だったのは食材を受け取ってホッとした表情をされている方が多かったということです。仕事は決まっただが、当面食べるものがなかったという男性もいらっしゃいましたし、先ほどの若い女性ですが、食材を受け取った方にアンケートの協力をお願いして、相談ケースにつなげたということもありました。それから、写真に写っておられる方は年配の女性ですが、わざわざ翌日にお礼の電話をいただいたところです。そのほかにも SNS で知ったという学生さんも来て、ポスターにお菓子釣りをしています、と書いていましたので、それを見て来たという親子連れもいらっしゃいました。これは福保労と大教組のメンバーが相談して、もし子どもを連れて来られた方がしっかり相談したいと思ったら、子どもをいったん預かるコーナーが必要だろう、ということで教職員、保育士を配置して子どもを預かりながら、あるいは親子で遊んでもらうという場もつくらせてもらいました。

住民に寄り添う自治体の役割と責任を再認識

アンケートの聴き取りでは、最終的に 68 件の回答でした。QR コードで返信された方もおられました。天神橋筋商店街は日本一というくらい長いので、すべてをこの日にカバーできなくてグリーン会館のある 1 丁目から 3 丁目までの区間でしたが、3 人を 1 チームにして 8 班編成で道を挟んで両側で商店に入ってもらいました。回答の中身は後ほど紹介しますが、先に参加者の感想を 3 つほど紹介します。この日も日曜日にしましたが、1 時過ぎに 1 時間程度で回りました。ランチタイムでどうかと思いましたが、厳しい時間帯でしたが、誠意をもって回答していただきました。もちろん給付金とか休業補償などが遅いなど、政府や行政に対する不満も多く出されました。とにかく住民に寄り添う自治体の役割と責任が求められていると再認識できた、と感想がありました。

アンケートは、4 月時点での売上げは、64% の人が悪くなったという回答でした。その他の声でも、4 月から開業された方の声で、厳しい状況が続いたと、何年か前から事業を始めているライバル他社は、自分たちが納めた税金から現金をもらっているのに、事業開始が遅かったという理由で 1 円ももらえてないという状況があると、あまりにも不公平じゃないかという声もいただきました。さらに、「悪くなった中身は何割ほど？」という問いに対しては、8 割、6~7 割、5 割と併せると、4 割の商店、事業者が売上げが半分以下になった、と本当に深刻な状況がその当時、今もそうですけれども、あったわけですね。これに対して大阪府がどういう対応をしてきたのか、飲食店に対して店頭には貼り付けるステッカーです。最初、青色のほうで感染症対策をやっていますので、安心して来てやあ、ということ府に申請したら、貼っていいということ。さらにゴールドステッカー、皆さんも目にされたかと思いますが、これが本当に商店の皆さん、飲食業の皆さんの要求なのか、というくらいギャップがあったものでした。「コロナ禍での Go To Eat OSAKA」で現在の登録店舗数も 8878 件ということで、あまり意味があるの

かというくらいのもが行われています。下にこれはアイドルグループですが、GoToEat がいっつから始められているのかといたら、コロナ禍真只中の 2020 年 10 月 14 日からということですから、コロナで深刻な状況に対しての府の取り組みというのがずれているんだな、ということが明らかです。一方で、行政側は何をしてきたか、見回り隊を、職員 800 人体制、しかもこの 800 人の中というのは、府の職員、府域の市町村職員、そしてアルバイト含めた民間労働者で体制を組んで見回りをした、ということも非常に反感を買ったわけです。「国や大阪府に望むことは？」ということで、一番多かったのは状況を見に来てほしいと、何を府はしているんだ、ということが一番多かったわけです。それ以外には行政の手続きが遅い、PCR 検査、コロナ対策が十分じゃないという声が寄せられたわけです。後日、ぜひ私の思いを反映してほしい、と事務所に来られた方もいらっしゃいました。

引き続きやっていきたい

このアンケートに寄せられた声で私が感じたことを最後に話したいと思います。府も大阪府も住民や商店の願いに寄り添う行政運営ができてないと、それに我々自治体労働者が板挟みになって、大変な苦勞と悩みを抱えながら仕事をせざるを得ない状況が今も続いているわけです。そんな中でやっぱり住民や事業者の拠り所になる政策や職場をつくるのが労働組合として求められていることだと思いました。改めて、だからこそ私たち労働組合が職場や地域に働きかけて声を聞く、それを運動につなげることが求められていると思いますし、自治体、公務公共職場の我々労働者が何を思って、何を考えて、何をしているのか、ということを経験に知らせ、身近に感じてもらえる機会が必要じゃないかなと感じました。

大阪公務共闘では来年の 2 月にも同じような取り組みをしようか、ということで準備をしていますので、またこの経験、教訓を生かして次につなげる取り組みに引き続きやっていきたいと思っています。



～中小企業家同友会の取り組みを通じて



野水 俊夫 中同協 政策委員会 副委員長

今日、こういう形で我々の中小企業家同友会の活動をここで報告させていただくことは大変感謝しております。中小企業家同友会の活動を中心に、経営者としてコロナ禍の中でどのように考えているか、また、行動していく上でどういう対処をしてきたかについてお話させていただきま。そういう意味では自分のやっていることよりも少しずれて今やっていることがある、というお話しができればと思います。報告の流れとしては、自己紹介と自社の紹介、同友会の紹介、それから、毎年やっております国への要望と提言など同友会の活動については簡単にお話しさせていただいて、コロナ禍を乗り越えるため、あと自分自身が地域の中でどういう取り組みをしてきたか、ということ最後に話すような形で進めさせていただきます。

私どもの会社は1956年に設立し今年で65周年になります。社員は63名で、その内パートさんが7名おられます。売上的には31億円ということです。2018年が46億円くらいですから落ち込んでいますが、忙しい思いをするよりもしっかりと利益が出て、社員に還元できる形にもっていきたい、という今の社長（6年前長男にバトンタッチ）の考え方も出ているのかと思っています。経営理念としては、「開かれた経営で全員参加型の学習型企業を目指します。仕事の進め方は顧客第一主義に徹します。環境に配慮し、社会に貢献します。」ということです。場所は千葉県白井市で人口6万3000人の町です。仕事は丸や六角のステンレスの棒を必要なだけ切ってお客様にお届けしています。いろんな機械の中にステンレスが使われています。特に半導体ですね。コロナ禍の割には、売上が落ちて忙しいって言いにくいんですが、そんなに酷い状況ではないところではあります。また白井工業団地協議会というのがあり、ここで積極的に地域活動にも関わっています。中

小事業者ばかり230社です。ほとんど中小事業者であり千葉県で一番中小企業の集まっている工業団地というのは、ここということです。私もこの代表を6年やっていました。そんなことで今年職域接種に取り組み、自治会との連携とか、地域とのつながりをととても深く感じながら活動しています。

中小企業家同友会とは

中小企業家同友会は簡単に説明しますと、1957年7月に日本中小企業家同友会が東京で創立し、その全国組織が1969年につくられました。会員数は約45000人、昨年まで5万人を目指していましたが、コロナ禍の中で46000を超えましたが、少し会員数を減らしております。平均従業員数は約30人、平均資本金規模は1500万円ということです。自分たちの納めた入会金と、月々の会費でもって会の運営をしています。政治団体とは意見交流等はしますが、どちらの政党を支持するということは全くありません。また、我々役員も特定の政党とのつながりについては、個人的な形を除いてはとっておりません。そして3つの目的といつも言っております「良い会社をつくろう、良い経営者になろう」、そして3つ目が今日のシンポジウムとのつながりになると思いますが、「良い経営環境をつくろう」ということを目指してやっております。どんな活動かというのを振り返りますと、1番目に例会です。毎月各支部でやっております。千葉県には26の支部があり、全国で年間約5500回もやっているんだそうです。2番目は、新卒定期採用と社員教育活動、3番目は企業改革セミナー、4番目は女性、障がい者など多様な働き方ができる企業づくりです。それから5番目には、政策提言、調査研究活動をやっております。これは、企業環境センターと呼んでやっております。吉田先生はその座長を何年もやって

いただいております。あと一言、「労使見解」について、これは1975年ですが、随分昔のところで我々の中小事業者も当時労働争議等に大変大きな困難を感じていた時代ですが。そういう中でどういう社員と向き合ったらいいのか、ということで議論を重ねた上で、「労使見解」を集約したということであり、全人格の中で対等な立場で社員と向き合っていこうということに基づいて、今もこれを引き継ぎながらやっている会だということは言えます。先ほど来、話しを聞いていますと、荻原議長さんの説明の中で、同じ土俵に乗っかれて手を組めるところがたくさんあるお話しを聞いて、大変心強い思いをしたところでございます。

環境課題抜きにした経営は無責任

「中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン」と「7つの発展方向と5つの政策」というのを2019年に東京総会50周年で確認しました。特徴的なのは「4. エネルギーシフトで持続可能な社会を目指す」です。東北の震災のあと我々はこのことに大変注力してやってきました。千葉県もこの環境課題の取り組みがなかなか進まなくて、私自身もその代表理事をやっている中で、何とかこの委員会を立ち上げたいということ去年から画策していましたが、今年やっと環境経営委員会というのが出来上がりました。当面、事業者としてどんなことをやっているのか、ということを確認しながら進めているところであります。これはたとえ小規模であろうと中規模であろうと、環境課題抜きにして経営を成り立たせていくことは、責任という意味ではないのだろうと考えています。

我々は経営指針ということをお大事にしています。経営理念、経営方針、それから経営計画です。これにもう一つ、10年のビジョンを持つという運動を取り組んで我々の中同協も10年ビジョンを策定しました。中同協の50周年のときです。特に「世界へ同友会理念を発信し、世界の潮流と連帯する」ということを考えております。これは中同協としても海外の視察をやる中で、その視察団が行く先々で我々の目指している活動という

のは、素晴らしいという評価もいただいて、そういうことを今取り組んでいるということをご紹介したいと思っています。

国への要望と提言

国への要望と提言は、今年は案じゃなくて、ほぼ固まってきました。その中でいくつか触れます。例えば「3. 人的保障に依存しない金融制度の確立」は、経営者保障に関してガイドラインができて5年弱になりますが、なかなか進まないという形であります。千葉県の東京商工リサーチのデータで約300社、昨年の倒産がありました。その内200社近く、65%くらいが経営者が自己破産しています。そういう状況をなくしていきたいと思えます。もちろん経営者ですから、そのためにはガイドラインの3つの前提がありますので、自分と会社をはっきり分けるとか、そういうものを進めていかなければいけません、そういうところをやっていくということでもあります。もう一つは、「5. 公正な税制」ですね。これは毎年国に対して政策、要望を整理して打ち出して一歩でも改善を目指していきたいな、ということでは皆さま方が出されていられる政策課題と大変共通するものがあるなど感じております。特に、中小企業憲章は大事にされていることは資料にありましたので心強く感じました。

新型コロナに関する緊急要望・提言

次に新型コロナウイルスに関することです。これも今回で第9次の緊急・提言ということ。最初は、昨年の3月4日に出しました。最初は1社も潰さないとはまでは書かなかったんですが、本当に1社も中小企業を潰さない覚悟を持って国は臨んでください、ということを出しました。みなさん方も業種、業態によって違いがあるかと思いますが、リーマンショックのときは私はまだ社長だったんですが、あの時に比べると、確かに国民の強い要請も受けて今回はそういう意味では手厚い助成等があったのかなと思っています。そういうことでは我々も次々に要望書を出してきました。そういう中で逆に中小企業庁なんかは、中小企業家同友会はどういう要望を考えていま

すか、ということをお願いしていて、急いでまとめて声をぶつけていくようなことを取り組んできました。そんなところでみなさん方と一緒になっこのう要望は精査しながら進めていきたいなと思っけております。

中小企業は地域に根差して活動している

最後に、「地域での取り組み」に触れます。我々は国、県、市町村という形で中小企業家として取り組んできています。時間的な順番から言えば、「千葉県中小企業振興条例」が2007年にできました。そのころ女性の県知事だったのですが、我々の女性部会の方たちとの交流の中で、是非こういうものを作って欲しいということが進みまして、県議戦略というものを作って、そして各部局で決めて出すものについては中小企業に配慮した形でやりましようよということ。そして3年ごとに県議戦略を我々の声を聞いて見直していきます。そういうことが盛り込まれて全国的にも進んだ条例だね、という評価をいただいた形で、今も我々のメンバーが委員に入って進めております。当時も副委員長は私の前の政策委員長がここに関わってやりました。それから、中小企業憲章はもう既にご存じの方が多いいと思っけていますが、我々も

取り組む中で草案作りからスムーズにできたという経緯であります。ただ、我々は国会決議なんかも要望しております。一昨年、中小企業の日が7月20日、並びに中小企業魅力発信月間というのが7月ということになっております。それまでは働きかける中で具体的な成果としてなっけてきているのかなど。白井市のほうは、これも我々中小企業家同友会のメンバーがちょうど新しく市長選に出る方がおられたので、こういう取り組みを是非政策に掲げて欲しいということで依頼し通りました。私も産業振興ネットワーク会議というのを副委員長としてずっと支えております。

何ができたの、というたとえば広報誌なんかでも「企業人」ということで2月に1回、そういうものを取り上げてもらうとか、小さなところでは、買い物難民だったところに軽トラックを農協に贈呈し、私どもの町内やお年寄りがみな買いに来る、いろんなところに成果が出てきて、そういう意味では中小事業者も市と連携してやっけていくことが大事ではないかなと思っけています。私ども、地域の雇用を支えるということでき取り組んできております。中小企業は地域に根差して活動しているということをご紹介して終わります。



すみだ地域での建設業発展に向けた取り組みと

建設労働組合の役割

出雲 洋行 東京土建 墨田支部



東京土建の墨田支部書記長をやっております出雲と申します。今日は墨田地域での建設業発展に向けた取り組みと建設労働組合の役割ということを紹介させていただきます。まず、画面にある墨田区の航空写真を見ますと、西に隅田川があり、東に荒川があります。ど真ん中に東京スカイツリーが約10年前にできまして、都会のように見えるんですが、実は下町です。両国があったり歓楽街、錦糸町があったりという地域であります。私たちは墨田支部として現在2700人の仲間、組合員とともに地域に根差した運動ということで、今日は産業対策、特に仕事確保の運動について、大体50年くらい前にさかのぼって現在どうなっているのか、というところでお話しさせていただきます。

運動の3つのトピックス

まず、運動のトピックの1つ目ですが、1974年に仕事確保の組織ということで墨田建築センター、現在で言うと住宅センターが各支部にあるような仕事確保の組織ができたんですが、わずか2年ほどで解散をしてしまいました。当時の大会の議案を掘り出して原因をみると、事務局体制がダメだったということと、もう一つは、組合運動に参加していない人もこの組織に参加できるということで、不公平感があったと。つまり我々は組合運動をやっているのに、やっていないあいつはなぜ仕事をもらえるんだというところで当時いろいろありました。そういうことでわずか2年ほどで解散をしてしまったというところです。1980年8月に第1回すみだ住宅デーということで、地域のみなさんに技術、技能を奉仕する市にすることで住宅デー運動を現在も行っているところです。1983年に再び、名前が違いますが、受注の受け皿組織ということで墨田住宅センターを設立

をしました。これをちゃんと運営していかないといけないということで、1986年3月に墨田住宅センター産業振興計画、我々は第1次地域建設産業振興計画と呼んでいます、この報告書を完成したところです。

次の運動のトピック②では、1991年9月に墨田支部をもっと広く地域にアピールしたいということで、すみだ住宅まつりを錦糸公園、錦糸町のちょうど北側に今、大きな公園がありますが、そこで第1回を行ったところです。現在でも続いているイベントですが、昨年と、今年についてはコロナ禍ということで残念ながら開催ができていません。続いて1996年4月に建設産業振興計画、これは第2次ということで報告書が完成しました。1997年、高齢者宅への手すり取り付けボランティア活動を始めました。2019年まで23回を数え、延べ1918件の区内の高齢者宅へ手すりを取り付けています。これも残念ながら去年と今年はコロナの関係で運動ができていないところです。2001年4月になりまして、新たな仕事確保を目指そうということで協同組合すみだ建築センター、これは法人ですが、設立をしたところです。2004年3月に地域建設産業振興計画、第3次となっていますが、これの報告書が完成しました。2006年6月、墨田区耐震化推進協議会、当時は墨田区耐震補強推進協議会ということでしたが、幹事団体として参加、設立に携わりました。墨田区というのが木密地域を多く抱える地域であるということで、耐震化に向けて個々に団体がやるよりも、建築士事務所協会、建設業協会、建設産業連合会、あと我々東京土建墨田支部、あとここに墨田区も入りまして設立し現在に至って活動をしているところであります。

トピックの③です。2007年6月にNPO法人をつくりました。すみださわやかネットを設立、

2009年にキラキラ橋商店街、これは京島という地域ですが、そこにキラキラ茶家という拠点を置きまして、地域住民への相談事業を始めました。2020年3月、第4次地域建設産業振興計画ということで報告書が完成しました。こんな形で仕事確保、地域に根差したということで、私たちは建設業、あとは労働組合に求められるところの地域に根差した運動を行ってきたところでもあります。

3つの成果物と展望

次に4次にわたる地域建設産業振興計画への視点ということであります。40年にわたって住宅デー運動と30年にわたって住宅まつりを行ってきました。大手住宅産業の進出から仕事確保を守る、住宅の作り手が住み手の信頼を獲得していくことを結びつけ、これまでの運動の成果や課題を確認しながら1, 2, 3, 4次にわたった産業振興計画を確定してきたところです。この産業振興計画というのは墨田支部だけでやっているのではなくて、大学の先生や、その時々の高齢者とか福祉問題、住宅や様々な問題がありますが、そこに研究者の方を依頼をして計画を策定、報告してもらって、様々な提言をする中で、じゃあそれをどうやって組合運動にしていくかというところで、様々な成果物を出してきたところでもあります。

第1次地域建設産業振興計画ですけれども、これについては墨田住宅センターをしっかりやっという1点でありますので、その成果物としては、地域の住宅改善要求に応えることを通じて、地域づくり、まちづくりの一翼を担うと、仕事の安定確保を図るために、同センターの組織・地域活動の中期展望を策定した、というところでもあります。それに伴って安定的な墨田住宅センターの運営を実現することになりました。

第2次につきましては、成果物、大きく2点、進展したところです。まず1つ目については、1997年に介護保険法成立を前にして区内に住む高齢者の住まいに、これはボランティアで家具転倒防止器具とトイレの手すりボランティア活動をしたところでもあります。それと同時に、組合員とその家族がヘルパー2級の資格を取得するため

に、講座を支部で解説して取得を促進させたところなんです。それ以降、支部の活動として高齢者の視点、住まいは福祉ということで2000年の介護保険法が施行されまして、介護保険を活用した住宅改修を推進したところでもあります。2つ目は、2001年に協同組合すみだ建築センターをつくりました。当時、3本柱、受注、購買、計算という事業の協同化を進めたということです。ここでは受注という部分でいきますと、同年の8月に建設業許可の取得をして、売上の的には、今も入札もやっていますし、公共事業をかなり多く取っていますが、6割7割は公共工事です。残りの3割4割は民間工事ということで、若干その時々で違いますが、そのような形で今、推移をしています。ちょうどこの報告書をまとめるあたり、90年代の後半から、支部として区民の住まいの要求を把握するという、あとは区民の要求で行政ができないことを実施していこうと、それを区の制度につなげようということ墨田支部のスタイルとして行ってきました。その制度の活用を組合員に普及する、要は仕事の拡大という活動スタイルが定着をして、支部と墨田区、行政との信頼関係を築いてきたところでもあります。

続いて第3次地域建設産業のところでもあります。ここについては調査を踏まえて、住み続けられるまちづくり、地域居住支援システムの拠点づくりとネットワークというのが提起をされたところでもあります。まず1つが、先ほどから出ている木密地域を解消していこうということで、我々は阪神淡路に非常に似ている長田地域とかを見て回り、そこを何とかしたいということで耐震協をつくったところでもあります。現在も進めています。2007年に先ほど出ましたNPO法人の「すみださわやかネット」を設立して「キラキラ茶家」を開業をしています。ここでは基本的にはワンストップで問題解決をしようということです。そこには法律家とか税理士だとか司法書士だとか建築士だとか、そういう専門家を交えて相談できる拠点づくりをしたい、ということでこういった形をつくったところでもあります。特に墨田区は借地借家が非常に多い地域で錯綜した権利関係が結構複雑なんですね。それをワンストップで解決し

ていきたい、その1点で事業展開を現在も行って
います。現在はまたそこに枝がついて葉になって
実になってきている部分がありますが、墨田区社
会福祉協議会だとか、当然キラキラ橋商店街にあ
りますので、キラキラ橋商店街とのコラボレーシ
ョン、あとはすみだ食育 good ネット、ここは街
角食堂というんですかね。いわゆる子供食堂的な
もの、子供に限らないということでやっています。
あと千葉大学が昨年、墨田キャンパスをこの地域
に開設して、今徐々にではありますが、コラボレ
ーションをして事業展開を行っているところで
あります。

第4次振興については、昨年の3月に報告書が
出来上がって、コロナの状況で報告会ができなか
ったところです。どこかのタイミングでと思って
いましたが、なかなかできないで1年が過ぎて、
今年の7月13日に和洋女子大の中島先生にお願
いをして報告会を開きました。この中身について
は、とにかく第3次以降の取り組みの総括をした
ほうが良いということと、あとは我々組合員の現
状と居住者の住宅事情と建設業者とのつながり
について、調査分析をしました。(1) (2) (3) (4)
という目的がありますが、(4)のすみだブランド
の構想ということで、今後どうしたらいいのか。
これはまだ成果物が出ていませんが、住まい手の

住宅要求と提言をどのように組み合わせて具体
化するのか、ということで新たに団体をつくるこ
うことにはならないのかと思っています。正直、
これ以上団体をつくると手が回らないので、身の
丈に合ったところで、我々支部がもっている知識
や手順の活用と地域との連携が、すみだブランド
になると、今のところは考えていますが、これか
ら具体化をしていきたいと思っています。

信頼は財産

最後になります。墨田支部の仕事対策運動とい
うのは建設業を基幹産業として地域に対して働
きかけを続ける組合運動として、地域住民との合
意、自治体との信頼関係を構築・発展した中、結
果としての仕事確保を行っています。だから、仕
事頂戴とか仕事のために何かをするというので
はなく、まずはその地域との信頼関係を築いた
その到達点で仕事確保の運動を進めてきたと
ころであります。うちの組合的には、支部的には
60数年、産業対策のところと言うと50年ほどの
歴史を言いましたが、この信頼の蓄積があつてこ
その仕事確保だということなので、我々は運動を進
めているというところでもあります。信頼はやはり
財産というところで報告を締めたいと思います。

コロナ禍における中小業者の経営と自治体支援策



宮津 友多 全商連 中小商工業研究所 事務局員

全商連中小商工業研究所の宮津と申します。民主商工会という組織が全国各地にあります。会員の多くは従業員 10 人以下の小規模事業者、家族経営の自営業者です。業種は多種多様です。私たちはそういう事業者を中小業者と呼んでおります。中小業者の営業と生活を守るために活動している団体です。

本日は、「コロナ禍における中小業者の経営と自治体支援策」について報告します。私どもは、中小業者の要求実現と地域経済振興をめざし、ここ 6 年間継続して自治体要請運動に取り組んでいます。その運動をコロナ禍で進めるために、自治体の中小業者向け支援策の特徴と課題をつかむことが必要だと考え、自治体アンケートに取り組みました。そこで明らかになった自治体支援策の特徴と課題を中心にご報告します。

直接支援の歴史的経過

直接支援策の歴史的な経過ですが、阪神淡路大震災のときは個人の資産形成に資するという理由で、基本的には事業者への直接的な支援策は講じられなかったと思います。それが東日本大震災のときに経営を立て直そうとする企業グループに対する直接支援が講じられ、いわゆる「グループ補助金」として、一定の前進が図られました。そして、このコロナ経済危機においては、企業という「個」に対する直接支援策が、国もそうですし、これから紹介する自治体でも多彩に行われています。このような経過を踏まえると、コロナ禍において中小業者支援策は画期的に前進したのではないかと受け止めております。

まず、中小業者の経営現状です。私どもの営業動向調査、直近の 21 年 9 月調査によると、売上・利益はコロナ感染拡大前の状況には戻っていません。とりわけ宿泊・飲食業は、3 期続けて危機的な状況が続いています。このような中で現在、

原油・原材料の高騰が追い打ちをかけています。

自治体支援策調査の概要、課題と特徴など

自治体支援策に入っていきます。全商連は早くから自治体支援策に注目してまいりました。なぜ注目していたかと申し上げますと、2020 年のコロナ感染症の第 1 波から第 2 波にかけての自治体支援策は、コロナ禍の長期化を見据えたときに、重要なポイントになるのではないかとという問題意識を持っていたためです。自治体アンケートの実施期間は、2020 年 8 月 28 日から 9 月 30 日、対象は全自治体です。回答は 1,092 で回答率は 61.1%。調査項目は資料記載のとおりです。例えば休業補償ですが、実施自治体数は 361、実施率 33%、制度数は 424 です。1 つの自治体の中で複数の制度を設けているところがありましたので 424 となっています。

次のスライド 3-③をご覧ください。全体としてはコロナ禍の業者を支えようとする自治体の努力が伝わる直接支援策が数多くありました。コロナ禍の自治体支援策は、特徴として国の制度にはない支援、あるいは国の制度では行き届かない事業者への支援というキメ細かな支援がありました。それらは業者を守ろうとする支援策だろうと思います。その意味では自治体の果たした役割は大きいと考えています。その上で課題と特徴を整理すると、課題は、自治体の直接支援策が国の支援策の上乗せにとどまる傾向がみられたということです。特徴は、繰り返しになりますが、国の支援では支援が届かない業者を対象とした直接支援策が多彩に取り組まれていたということです。

スライド 3-④で具体的に説明します。自治体支援策には、給付金（支援金）があります。この給付金を分類すると、「上乗せ給付金」と「国の制度を補完する給付金」とに分けることができま

した。「上乗せ給付」とは、国の持続化給付金の売上減少要件（一定の期間の売上が50%以上減っている事業者を対象）と同等の要件を設けている自治体の給付金のことです。上乗せ給付金は、それを受給できた事業者にとっては経営維持に有効な支援策となりますが、一方で、上乗せという要件から外れ、そもそも給付金を受給できない事業者が相当数いました。支援の外に置かれる事業者が存在し、「支援格差」が生じました。これは大きな課題だと考えました。この課題の改善を求める運動を民商・全商連は取り組んできました。自治体の「国の制度を補完する給付金」は、国の制度に該当しない事業者を、緩和要件を設けることで支援するものです。

「国の制度を補完する給付金」の具体例がスライドの3-⑤です。例えば、売上が前年同期比5%以上減少している小規模事業者や個人事業者、フリーランスを対象とした給付金を埼玉県行田市が実施していました。また、売上が5%以上減った業者を対象とした給付金が岡山県美作市にありました。いずれも国の持続化給付金よりも売上減少要件を低く設定して広範な事業者を支援する狙いがあるものだと考えられます。

自治体の具体的な支援内容

スライド4-①は岩手県一関市の給付金です。これは、とても特徴のある給付金です。先ほど来説明してきた売上減少要件を設けずに、不況7業種（飲食店・喫茶店、貸し切りバス業、タクシー業、自動車運転代行業、河川遊覧船業、映画館、旅行業）を指定して、一律40万円を支給するものです。なぜこのような内容の給付金にしたのかについて、私は一関市の担当職員から聞き取りました。担当職員は「事業者が減収する中で、感染防止対策を進めるにも費用がかかる。様々な業界で感染防止のガイドラインが出ており、感染防止対策をとる事業者を支援するためだ。市内の事業者を考えたところ、コロナの影響が大きいであろうと思われた7業種を対象とした。一律40万円も大きい金額だと考えている。前回実施の給付金から対象業種に旅行業を加え、金額も前回20万円から40万円に広げた。業種を広げ大きい金額

で支援しようと考えた。申請書類も簡素なものだと考えている。難しいことを求めると仕事に支障が出る。簡素な書類で素早く助けるのが、このコロナ禍では先だろう」と述べていました。

スライド4-②は今ご紹介した一関市の給付金を報道した全国商工新聞ですが、この給付金を活用した映画館の経営者が次のように述べています。「様々な給付金もすぐになくなってしまいうので本当に助かる。民商の頑張りに励まされます」。一関民商は、コロナ発生当初から会員事業者を対象に経営動向調査を継続的に取り組んでいます。現在は7回目になると思います。会員事業者のコロナ禍での売上状況や自治体に求める支援策などについて、この2年弱の間の経営動向調査でつかんでいます。その調査結果を踏まえ、市に要請し制度創設につなげたのが、この給付金です。

次に、国の持続化給付金と自治体の給付金の役割について、4-③のグラフで見えていきます。一関市の居酒屋の事例です。左のグラフの2020年4月は、1回目の緊急事態宣言が発令した月です。売上高は19年4月と比べて49%に落ち込みます。12月は40%ですが、地域の人たちの忘年会が相次いでキャンセルとなり、ここまで落ち込んでいます。居酒屋の2020年の年間売上高は対前年比率で73%にとどまりましたが、これが給付金等を受けることによって減収分をほぼカバーできています。次にカフェの事例です。このカフェはコーヒーだけではなくステーキ等も提供するお店です。緊急事態宣言が発令された2020年4月のカフェの売上は、対前年比率で49%に落ち込みます。以後、浮き沈みがありますが、2020年の年間売上高は対前年比で90%、給付金で減収分をカバーできています。

スライドの4-⑤は今、ご紹介したカフェ店主の経営改善事例です。この方は、国の持続化給付金や一関市の給付金を受けることによって、まず運転資金を確保して経営を維持させました。次に、経営の強みや弱みを洗い出しコロナ禍でもどこに商機があるのか、という経営分析を民商と一緒にしています。まずは弁当のテイクアウト事業を始めましたが、消費者の低価格思考や近隣のコンビニ、スーパーとの価格競争で販売価格を下げ

ざるを得ず、利益率が低下しました。そこで新製品のスイーツ作りに動き出します。差別化を図るために地産地消をコンセプトにして、原材料に市内産の野菜を取り入れることにしました。スイーツ作りに新たな生産設備が必要になり、市の農商工連携補助金を受けて設備を導入し、見事スイーツを完成させます。それにより、市の地産地消モデル店に認定され、地元で話題になります。また市のふるさと納税の返礼品に選ばれています。県のコンクールに入賞し、盛岡市の老舗デパートから商品取扱いの話もきています。このように、国や市の給付金はコロナ禍で苦境に陥ったカフェの経営の維持に役立ちました。そして補助金は市場拡大という効果も生んでいます。カフェ店主は「コロナ禍は確かに厳しいが、今経営は楽しい」とおっしゃっています。店主の努力と、一関民商の支援があり、自治体の直接支援を受けながら、前向きに経営をしている事例です。

次に林業経営者の経営改善事例です。林業経営者は従業員4人を雇用しています。素材用木材の伐採・搬出の仕事で元請1社との取引です。1回目の緊急事態宣言が発令されたことで売上は対前年比率で46%にまで落ち込みます。そこで、林業経営者はコロナ禍の長期化を見越して従業員の作業効率を改善することで労働生産性を上げ、限られた下請け単価の中で最大限の利益を確保する経営戦略を考えました。具体的には、従業員1人当たりの伐採作業時間の短縮化に必要な設備を新たに導入するため、市の低利融資と国のものづくり補助金を受けます。新たに生産設備を導入して木材伐採に関わる従業員の稼働時間を短縮する形で、作業工程の改善を図りました。こうした取り組みを通じて、経営全体として時間的に余裕が生まれ、市内に点在する防風林、小規模林地を対象とした刈り払いサービスの提供事業を始めます。これにより、林業経営者は元請としての仕事を得ることができました。2020年は過去最高の売上高となり、利益率も向上して従業員への賃上げを行っています。現在は、小規模事業者持続化補助金を申請中で、売上の回復や従業員の賃上げを目指しています。林業経営者は次のよ

うに高い志をもって頑張っています。「従業員の賃上げを大切にしている。一関市内には林業を営む企業は12社ある。私が頑張ることで業界全体を引き上げていきたい」。

自治体の雇用支援など

自治体の家賃支援は資料記載の通りです。雇用補助でユニークだと思えるものとして、「45歳未満の者を正規採用した、市内に事業所を有する中小企業等を対象に補助」（上限額30万円/人。岩手県遠野市）などがありました。

島根県川本町は、社会保険料の事業主負担を補助していました。社会保険料の事業主負担への直接支援策は、自治体アンケート上では、他の自治体にはありませんでした。これは工夫次第では、最低賃金引上げの支援策として生かせるのではないかと考えられる画期的な直接支援策だと思います。川本町の担当者によると、雇用や事業の維持が目的となっています。

なお、東京都板橋区が月次支援金の対象外となる事業者への直接支援策を実施し、新潟県新発田市は業態転換や新事業立ち上げという今後の事業展開を見据えた直接支援策を行っています。

最後、まとめです。2010年に閣議決定された中小企業憲章は「小規模企業の多くは家族経営形態を採り、社会の安定をもたらす。このように中小企業は国家の財産ともいふべき存在である」と位置づけ、14年に成立した中小企業振興基本法は従業員数5人以下の小企業者の持続的発展を目指すことを旨としています。コロナ禍の自治体の直接支援策は、国の制度にはない支援、国の制度では支援が届かない事業者への支援を講じることにより、中小業者の経営維持や新たな事業展開を助けるものでした。その意味では、自治体の果たした役割は大きく、憲章や基本法の精神に即した取り組みだと受け止めています。自治体アンケートでは、少なくない自治体で中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されていることが確認できます。条例の理念を踏まえて持続可能な地域経済づくりに向けて自治体と事業者、労働者の協力共同が大事になってくると思います。

まとめ

吉田 敬一 駒澤大学名誉教授



問題の根源は中小企業基本法の抜本改定にある

今までいただいた発言の内容を踏まえて簡単にまとめに入りたいと思います。実は今起こっている地域経済と中小企業の問題の根源はどこにあるかという、1999年の中小企業基本法の抜本的な大改訂なわけです。日本の製造業は世界一になった、これからは海外展開・グローバル化の時代である、ということで中小企業近代化政策は役割は終わったとされました。あのときに何があったのかという、例えば調査の問題でも総合指導所をなくしましたよね。中小企業近代化促進法がなくなって業種別振興という概念が国からはなくなってしまったわけです。

各都道府県にあった中小企業総合指導所がなくなった結果、それまでは各地方自治体は、例えば東京都の場合は東京都商工指導所があったので、そこはプロパーの専任の職員が所属しており、ずっと東京都全体の産業分析をやっておいて、民間のシンクタンクに依頼する必要はなく、市町村は指導所に頼めば、実際に現場に入って一緒に職員も入って調査し、振興策を企画・立案したわけです。ところが指導所がなくなってしまった。そのあと21世紀に入ってからは職員削減でしょう。そこで何が出てきたかという、民活なわけです。民に任せられるものは民に任せろと。だから調査とかビジョンづくりはどこかのコンサルに任せたらいい、という形で調査研究機能が自治体から奪われてしまったということがあるわけですね。その結果、各自治体、特に市町村、基礎自治体の政策立案能力というのは落ちてしまっている問題がある。

また自治体の効率化の名の下に、それが合併が推進され、人件費削減のために非正規が増えてしまったということもありますが、今回のコロナ禍の下で単に産業振興だけでなく保健衛生、医療

あるいは介護とかでも、要するに現場からは断絶して各地方自治体は国の方針を待つしか手がなくなってしまった。財源と人員の限界から独自の施策は打ち出せないという事態が生じました。人がなくなる、財源がなくなる。それで考えるなという構造になってきてしまっているのが現状なので、これは考え方によれば共同・連帯の地域を単位とした運動を活性化させていく重要な拠り所にもなっていく、ということは言えると思います。そういうことを踏まえて、コロナがまだ当分続いていくと思われませんが、今日の発言の中で各自治体が困難な中でも事業者、企業家の地域を単位にした運動が切り拓かれてきていることは注目されます。

本来あるべき経済に一日も早く

まとめの発言資料の中に出てきていますが、図1は先ほどフロアから発言がありました。とにかくリーマンショック以降、アベノミクスに入ってから廃業が増えてきていると、廃業というのは迷惑をかけない内に店をたたむ、展望がなくなるわけですね。要するに小さいところはいらないというのが増えてきている。図2ですけれども、そういう中でコロナが起こったと。その図2信用保証です。融資にしたって保証がかかっているわけで、これは急激に件数、金額とも去年増えているわけですね。これの返済がボチボチ来年から早いところは始まってくる。同友会なんかも返済の猶予期間を延長してくれという運動がそれぞれ出てきているわけなので、これは下手すると後付けの議論でいくと、新たな手を打たなかった場合、自然消滅していく中小企業が急増する可能性が懸念されます。

しかし雇用の7割以上を支えているのは中小企業・小規模企業です。そこが消滅し始めると大

量の失業が見込まれます。しかも政府が目論んでいる成長志向の戦略で残る企業は最大限利潤追求型の大企業・中堅企業です。そうなると格差と貧困はますます広がります。図3は大企業と中小企業の経営方針の違いを見たものです。これは去年も出しましたがけれども、注目すべきは利益配分のスタンスです。国の資料に基づいていますが、利益があった場合に何に使うかということで、雇用拡大、従業員還元、特に従業員還元の場合、大企業と中小企業とは全然水準が違うわけですね。圧倒的に中小企業の方が従業員への還元率が高い。逆に大企業の場合はダントツなのが株主還元。グローバルスタンダードでどんどんやられておる新自由主義の場合、大企業中心で成長思考中心のベンチャーとかだけでいくと、あがった利益は全部株主に回ってしまう。余計に格差が拡大していく、働く者の貧困がどんどん進んでいくということになってしまう。一番右端の労働分配率を見ても中小企業のほうはなけなしの金を使って、賃金のほうに回していくから利潤は少ない。だから労働分配率が中小企業のほうは非常に高いという状況になっているわけですね。

以上のような点を考えて本当に適正な価格で販売できる。適正な価格で販売できれば訂正なコストで人を雇えるという、本来あるべき経済に進んでいく、そういう糸口を一日も早くつくっていかないといけない。その場合に必ず相手は断片作戦に入ってきますから、悪いのは中小企業である、中小企業の中でも小企業であるとか、組合のあるところではごねるから組合を潰すとか、そういう点でコロナという悲惨な状況の下で明るい未来を目指して、悩んでいる人のほうが圧倒的多数ですから、そこでどういう共同連帯の糸口をつくっていくのか、ということで何か新しいヒントとか気づきが今回、今日のこのシンポジウムでもあったと考えます。

そこで以下、本日の集会のまとめとして、とくに中小商工業の社会経済的役割の要点について再確認しておきたいと思います。

中小商工業の社会経済的役割

まず最初に日本経済を支える製造業に関して、

技術革新や製品開発の多くは既存技術の改良や、それらの組合せに起因しています。独創的と評価される技術や製品も、その基礎となっている生産・加工技術は、日本では中小企業・町工場によって担われているオーソドックスな基盤技術に求められます。切削・研削・表面処理・メッキ・鋳鍛造などの職人の技能・熟練に依拠した加工技術が、東京の大田区や墨田区、東大阪市、新潟県の燕・三条など、日本各地の個性的な地域内工業集積が日本製品の国際競争力を支えてきました。どのように特殊で難易度の高い加工あろうと対応するとともに、極少ロットや超納期などの無理な注文でも熟してくれる中小企業・町工場の存在は、国際的にみても日本が群を抜いています。

流通・サービス業についてみても、大型店の場合、量販効果をあげるため人手はできるかぎり少なくし、販売活動の規格化・標準化・マニュアル化を推し進めています。これに対して商店街や中小小売店は単にモノやサービスの受け渡しを行なっているのではなく、具体的な商品知識の伝達や使用ノウハウに関する教育・相談機能を対面方式で担っており、個別的なニーズに無形の付加価値を付けて営業しています。顧客は一人一人異なった価値観や要求を持っており、こうしたニーズの個別性に的確に対応するためには、商店で働く人々が地域の風習・伝統や住民を熟知する必要があります。また商店街のお店は雑談や憩いの場の役割を發揮しています。日本で失われつつある地域コミュニティの土台は地域に根づいた「24時間市民」である中小商店・町工場であることを再評価する必要があります。

日本の小規模企業衰退は国際的に例外現象

ドイツ、イタリア、フランスなどの中部ヨーロッパの先進諸国では日本のように大企業本位・グローバル化志向の成長戦略のみに軸足を置くのではなく、地域資源と技能熟練を重視した地域内循環型の文化型産業（農林漁業、食品製造、家具、衣服の地場産業や商店街など地域固有の生活文化を支える産業）をも重視した産業振興政策を実施しているため、小規模企業の比重は21世紀に入ってからでも低下していません。

例えば自営業の推移をみると日本では大幅に減少しているのに対して、ドイツ、イタリアでは経済のグローバル化時代においても安定した推移を示している点が注目されます（図参照）。小規模零細自営業の存在意義が失われたのなら、これらの国々でも衰退傾向をたどっているはずで、しかし現実には逆に中部ヨーロッパの先進諸国では自営業者の数は安定した水準を保っています。

2010年に閣議決定された中小企業憲章の前文では「中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役である」と明記され、「中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけるので、地域社会で雇用と所得を確保する役割が期待されています。また基本理念では「中小企業は、社会の主役として地域社会と住

民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす」という意義が示唆されています。加えて「小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす」とされ、中小企業政策に取り組むにあたっての基本原則でも、「経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する」と宣言されています。

現在、2030年を目標にした国連のSDGs（持続可能な開発目標）が注目されていますが、多様性・人間尊重・ジェンダー平等・持続可能性を基本にした個性豊かな地域社会を再生するためには中小商工業は不可欠な存在であることを再認識して、新しい時代を切り拓いていきましょう。

以上をもって、本日のシンポジウムは幕を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会あいさつ

前田 博史 全労連 副議長



閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

皆さん、シンポジウムに最後までご参加いただきありがとうございます。

また、コーディネーターを務めていただいた吉田先生、そしてパネリストとして貴重なご発言をいただいた、4人のパネリストの皆さんに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、この2年近くにわたりコロナ感染拡大が日本国民を震撼させてきました。

少し、本日のシンポジウムの趣旨と離れてしまいましたが、自分は日本において感染拡大がここまで長引き、そして保健所や病院機能の崩壊を招いたのは、国の責任、政治の責任だと思っています。これまで、自公で進められてきた政治は、本来、国がすべき内容をなにかと理屈をつけ国民に自己責任を押し付けてきました。保健所や病院のありかたも、なんだかんだ理屈をつけ、保健所や病床、そこではたらくスタッフを減らしに減らし続けてきました。その結果、コロナパンデミックの中で、保健所機能を働かせることもできず、病床は全く足りなくなり、挙句の果てに、なりえるはずのない自宅を療養場所に位置付け、コロナに感染し自宅で亡くなった方は800人を超えているといわれています。

コロナ禍は、本日のシンポジウムのタイトルでもある「中小企業を元気に」とは真逆の国や地方自治体首長の政治の姿を明らかにしました。当時の首相であった菅さんが「安全安心の開催」という幻想で国民の感覚とずれオリンピック・パラリンピックの強行開催によって、感染拡大の第5波を招き、多くの飲食店経営者・中小企業の経営者と働く人たちは、元気どころか不安ばかりが増し、生活していくことすら困

難な状況に追い込まれました。国は緊急事態宣言を繰り返すばかりで、東京都の小池知事は都民に自粛を求める言葉遊びの繰り返し、大阪の吉村知事に至ってはイソジンや大阪ワクチン開発など、ほら吹きの繰り返しばかりでした。そこには憲法25条の第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。ということを果たそうともせず、国民に自己責任をおしつけてきたわけですから怒り心頭です。

総選挙の結果、自公と維新を加えると憲法改悪に向けての議論が一気に進みかねない状態ですが、これまで憲法に基づいて政治を進めてこなかったそんな政治家に憲法改正を語る資格はないと強く言わなければならないのではないのでしょうか。

しかし、怒ってばかりでは社会はよくなりません。今日は、地域の活性化で中小企業も労働者も元気にするために、課題は何か、今後の発展方向はどうか、それぞれの立場から提起され、大変わかりやすく報告いただきました。安倍元首相はアベノミクスで大企業が潤えば、その恩恵は中小企業をはじめ国民にしたたり落ちてくると豪語してましたが、そんなことはありえないということも、岸田首相が新しい資本主義という言葉を使わざるを得なくなったことから明らかです。

日本の産業、商業を中心に支えている中小企業が、元気を取り戻し地域社会に欠かせない存在として役割を發揮できてこそ、地域経済・社会が活性化することは本日のシンポジウムでより明らかになったと思います。

全労連では、全国の生計費調査からも最低賃金は1500円が必要と来年の春闘で強く訴えます。一方で、中小企業の経営者の皆さんからは、うちにはその体力はとてもないという声が当然聞こえてきます。

そこには、大企業を優遇することばかりに力を入れ、中小企業を元気にしない、時給1500円すら支払うことができないような施策しかしていないことに問題があるのではないのでしょうか。大企業の某会社は、一人の会長の年間報酬

額に何十億も支払っているわけですが、そんな一人の会長が潤うより、すべての労働者が潤うことの方が、地域経済の活性化には有効だと思います。そのためには、中小企業への支援策の拡充が絶対に欠かせません。

結びになりますが、中小企業を元気にするために、労働組合・労働者も、業者も、事業者・経営者も、力を合わせて頑張ることを呼びかけ、閉会の挨拶とします。本日は、ありがとうございました。

資料

くらし・労働・健康 4・4なんでも相談会 inグリーン会館

～コロナ禍で大変だからこそ 住民とともに力あわせて～

報告：仁木 将 大阪自治労連

2021年11月27日(土)

労働組合として 取り組むにあたって

大阪公務共闘の仲間と

国家公務員労働組合大阪地区連合会

大阪教職員組合

福祉保育労働組合大阪地方本部

全農林労働組合(大阪)

- ・全国に比べても感染状況が深刻な大阪
- ・感染拡大第2波・3波にかかる時期、2度目の緊急事態宣言が解除された頃
- ・公務・公共職場で働く労働者が地元商店街に一歩足を踏み出し、住民の声や厳しい実態を目の当たりにし、少しでも問題解決や関係機関など対応など運動の前進をめざし企画しました。

何ができるか

・なんでも相談会

行政・生活・健康・子育て・労働問題などの相談に対応するため、各種関係団体や、大阪自治労連弁護団にも協力を得て

・食材提供(フードバンク)

府内各地で取り組まれているフードバンクなどを参考に、その日すぐに食べられるもの。しばらく保存できるもの。余ったら、他団体の取り組みへ提供できるものを一人分ずつ用意(200セット)

・住民・事業者の要求アンケート

住民・事業者(商店街)の要求アンケート

何を聴くのか

国・大阪府・大阪市がしている手立てと、住民や事業者が求めているもの・困っている事に、対応できていない・ギャップがあることは明らか。

○天神橋筋商店街の皆さん、近隣にお住まいの皆さんへ

アンケートの協力をお願いします(尚てはまる項目についてお聞かせください)

※このアンケートについては、1丁目・2丁目・3丁目商店街振興組合よりご了承ください。また、このアンケートは、1丁目・2丁目・3丁目商店街振興組合よりご了承ください。

★こちらの「QRコード」もしくはFAX(06-6354-7206)にてご返信ください

Q あなたのお仕事は何ですか？

業種()

お住まい(天神橋 丁目)

Q 商店・事業者の方に伺います

業種()

商店名()

商店街名(天神橋 丁目)

新型コロナウイルス感染拡大による影響

Q お店の売り上げはどう変わりましたか？

悪くなった(スバリ 割減) 変わらない 良くなった

その他()

Q 実際の収入・生活はどう変わりましたか？

悪くなった 変わらない 良くなった

その他()

Q どんな支援が必要ですか？(複数回答可)

時短(営業自粛)協力金 時短協力店取引業者一時金

家賃の補助 雇用の確保(雇用調整助成金、休業支援金等を含む) 持続化給付金

特別定額給付金(10万円) その他()

Q 国や大阪市に望むことは？(複数回答可)

厳しい現状を見てほしい 税金の減額 医療・介護の充実 労働者への賃金減額補填

飲食業応援施策 個人消費の回復施策 無利子の融資

その他()

Q コロナ禍で感じていることなどをお聞かせください

ひとこと

ご協力ありがとうございました。 ※アンケートで得た情報は他の目的で使用することはありません

大阪公務共闘(大阪自治労連・大阪国公・全農林大阪・大教組・福祉保育労)

事務局 大阪自治体労働組合総連合(大阪自治労連)

大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館4階 06-6354-7201

回答は[上部のQRコード]もしくは[FAX: 06-6354-7206]へお願いします



商店街からの 理解と 事前宣伝

・商店街振興協会に申し入れ

「良い取り組み。ぜひやって
ください」と、中身を理解い
ただき、商店街の掲示板に
も案内ポスターも掲示

・事前宣伝とポスティング

3月28日(日)に周辺住宅・
商店(約2600戸)にピラ配
布。宣伝用はポケットティッ
シュ付き

なんでも相談会
Free consultation & Food bank
& フードバンク
Food・Daily necessities

4月4日(日) 11:00～14:00
会場 大阪グリーン会館
大阪市北区天神橋 1-13-15 ☎06-6354-7201(大阪自治労連)

相談ブースを設けています
お困りのことがあれば、ご相談ください
～くらし・労働・健康など～

主催)大阪公務共闘 協力)なんでも相談会実行委員会
主要)大阪国公・大阪教職員組合・福祉保育労大阪地本・全農林大阪・大阪自治労連
※大阪府内の公務員・学校・福祉施設などの職員でつくる労働組合です

みなさんの意見や要望をお寄せください

新型コロナウイルス感染拡大に伴い実態とともに、支援制度
の要望等に関するアンケート調査へのご協力について

私たちは、国の行政機関、大阪府や市町村など自治体職場、福祉施設等で働
く労働者で構成する大阪公務共闘(大阪国公・大阪自治労連・全農林大阪・大
教組・福祉保育労大阪府本部)という労働組合です。

今日、新型コロナウイルス感染拡大と同時に、2回の「緊急事態宣言」によ
る営業自粛など、皆さんの商売や生活に大きな影響を及ぼしています。

こうした深刻なコロナ禍のもとで、国をはじめ、大阪府や市町村での支援事
業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う給付金、補助金、融資
や税金の猶予など制度化されています。しかし、生活や営業を守るためにも、
さらなる支援制度や手続き等の改善が求められています。

本日は、皆さんからのご質問やご要望を伺いながら、私たちの労働組合運
動の一環として、厳しい実態や生の声を発信し、ご要望等をふまえた諸制度等
の改善につなげていきたいと考えています。ぜひ、ご協力をお願いいたします。

※大変お忙しい中、ありがとうございます。要請の趣旨にご賛同いただきアン
ケート等の必要な事項をご記入のうえ、大変恐縮ではございますが、同封の返
信用封筒にてご返函していただくようお願い申し上げます。

2021年4月4日

問合せ連絡先
【事務局】大阪自治体労働組合総連合
(大阪自治労連)
住 所 大阪市北区天神橋 1-13-15 大阪グリーン会館4階
TEL 06-6354-7201
FAX 06-6354-7206
Email madofosaka-chicron.jp

なんでも相談

件数は少なかったが、どれも切実な
相談

活動に関心持ち、自ら「何ができる
か」という方も

続けることが大事



【相談の内容】

- ・会社の業績不振により自ら退職(実質的には雇止め)された。
まもなく雇用保険が打ち切れ生活に不安がある…
- ・コロナ感染防止対策に関すること
- ・厚生年金問題について
- ・高齢者の雇用問題について
- ・子ども食堂やフードバンクを自分でやりたいので教えてほしい

食材提供 (フードバンク)



食材を受け取り、ホッとした表情をする方も

余った分は、地域のフードバンクへ提供した

- ・呼び込み宣伝もあり25～30人が受け取り、午後から雨が降ったので人通りが途絶えた
- ・食材を受け取った方にアンケート協力をお願いし、相談コーナーへつなげるケースもあった
- ・翌日にはお礼の電話をかけてこられる方も

「天満宮にいる息子から連絡が入り来ました」(70代女性)

「午前中に来た知り合いに教えてもらって」(40代男性)

「美容師をしていたけどクビになった。家が近所なので寄りました」(60代女性)

「お菓子釣りしてると聞いて来ました」(親子連れ)

「SNSで知って」(学生)

*おかし釣り *一時預かり(保育)



- ・ピラを見て「お菓子釣り」目当てで親子グループが立ち寄る。子どもに大変好評で何度もチャレンジ!
- ・保護者には、アンケートに協力いただいた。
- ・子連れでの相談を躊躇されていた母親が「保育士さんと伺ったので、子どもを安心して預けて相談できました」と喜ばれた

商店街聞き取りアンケート



3人1チームを8班つくり、商店に入る

- ・ 68件(オンライン含め)回答
- ・ QRコードで返信された方も多かった

【参加者の感想】

- ・ アンケート調査の時間帯をランチタイムのお店に配慮し、1時間だけに限定。忙しい時間帯でも誠意をもって良心的に回答してくれた店がほとんど
- ・ 給付金や休業補償など遅いなど、政府や行政に対する不満が多く出された
- ・ とにかく住民に寄り添う自治体の役割と責任が求められていると再認識できた

Q. 売上がどうなったか

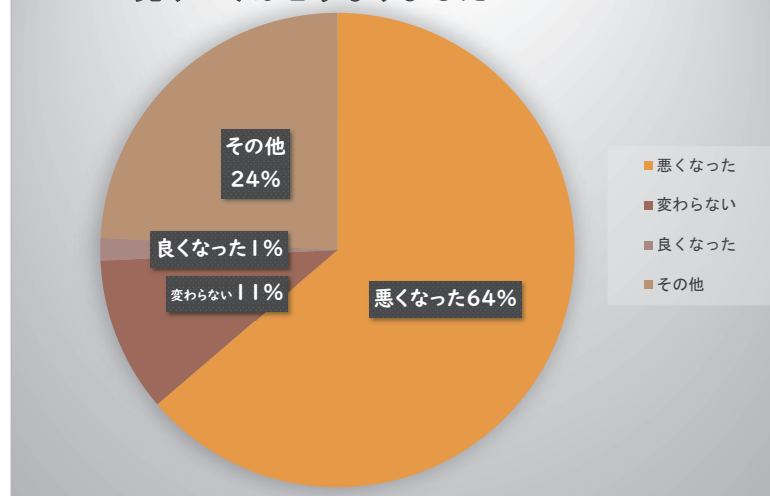
※2021年4月実施アンケート

64%が「売上が悪くなった」と回答

その他の声

「4月から開業。厳しい状況がつづいた。何年前から事業を始めているライバル他社は、私たちが納めた税金で数百万円の現金を享受できるのに、事業開始が遅かったというだけで、1円ももらえない、というのは、あまりに不公平だと思います。」

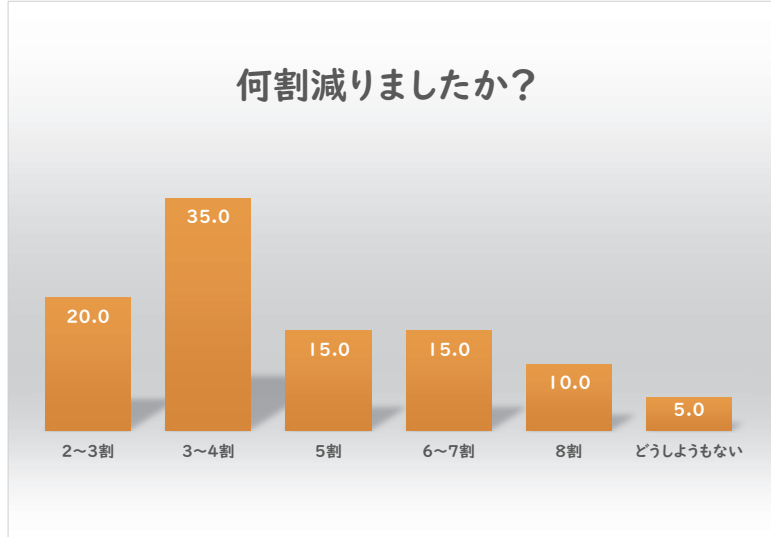
売上げはどうなりました？



Q. 何割減りましたか？

※2021年4月実施アンケート

売上減と答えた商店の4割
が「売上が半分以下」に




飲食店に対して

コロナ禍での
Go To Eat OSAKA
現在の登録店舗8878件・・・

一方で・・・
見回り隊に公費4億円
職員800人体制
(府・府内市町村・民間)



 ログイン

募集が終了したバイト情報です。

最低1日勤務・開始4/12～

【梅田】大量募集★時給1300円+交通費全額支給！WEB登録で面接なし◎飲食店見回り業務！

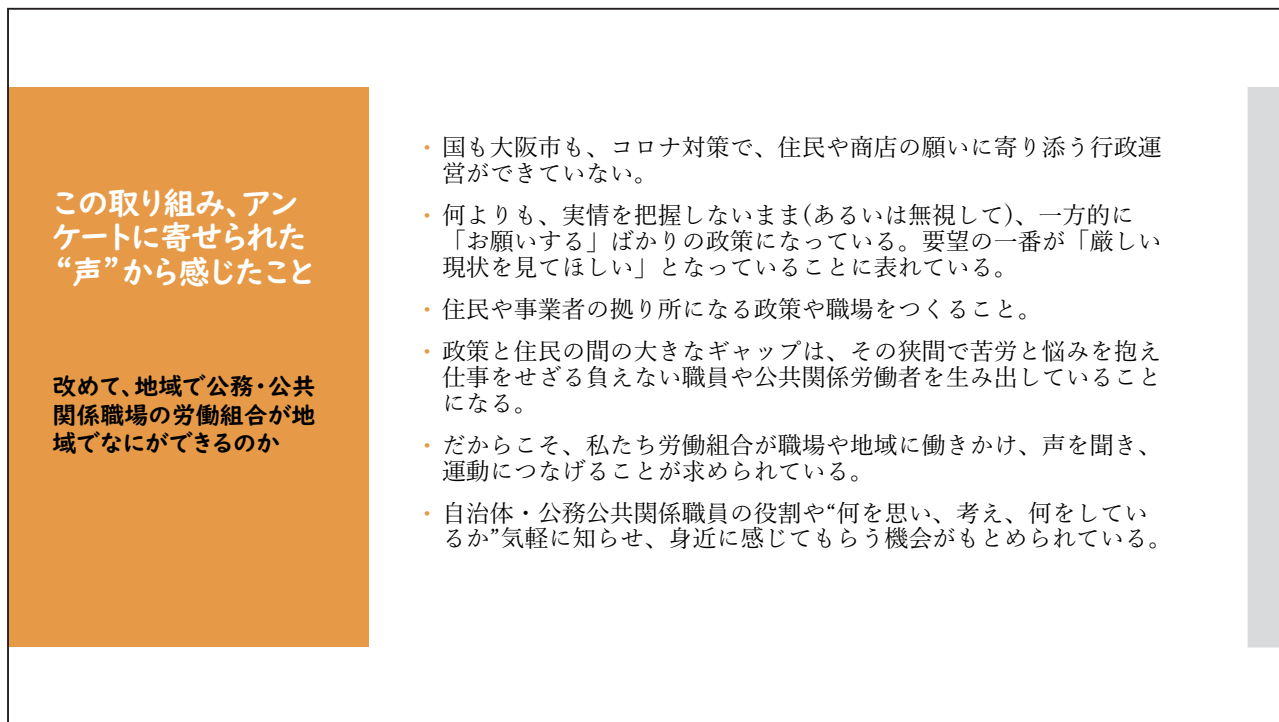
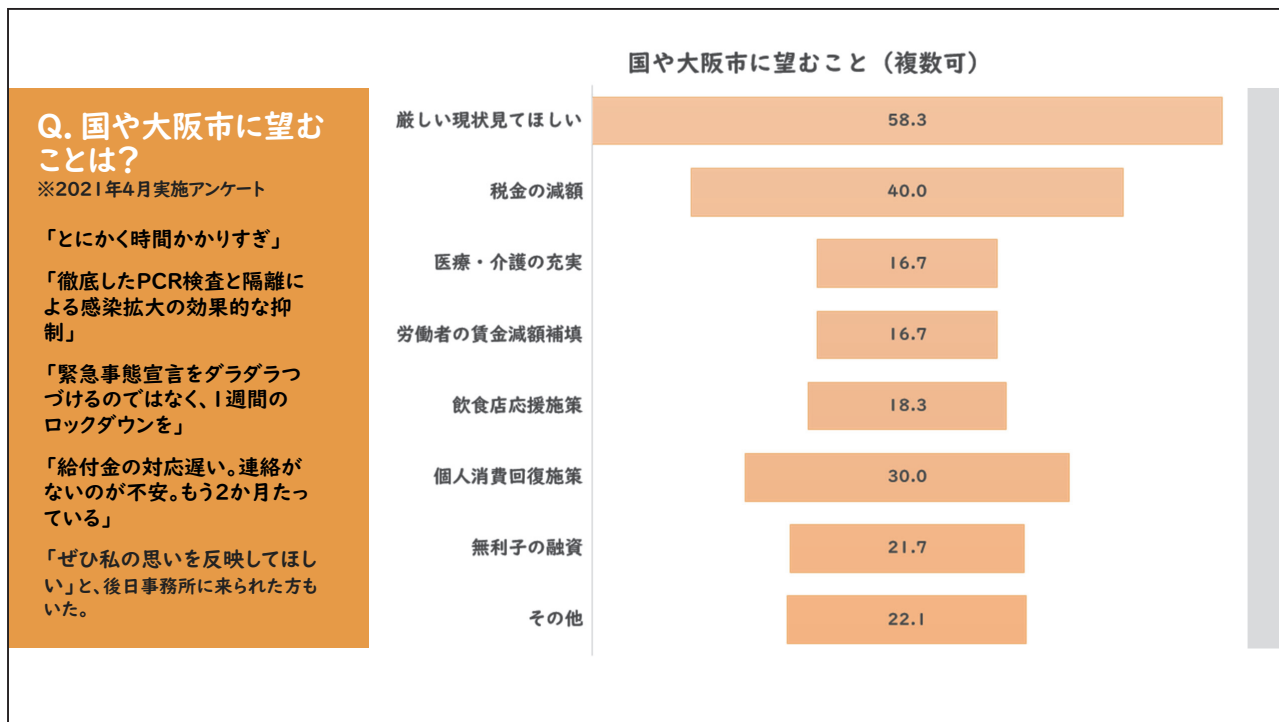
職種 調査・アンケート・モニター系
 FULLCAST

給与 時給1300円 ※紹介先企業に準じます。

勤務地 大阪駅・梅田周辺 / 大阪駅 徒歩 5分

日時 2021年04月12日～2021年04月18日 【12:30～18:30 / 実働6時間】

☆★学生さん大歓迎！時給1300円！昼から夕方まで！サクッと稼げるオイシイお仕事！★★【お仕事内容】各飲食店がコロナ対策をしているかの見回り業務です！お仕事内容は簡単なのでご安心ください！【お仕事までの流れ】ご応募→簡単WEB登録（URLはショットワークス自動メッセージに記載）→弊社担当より簡単にご案内→当日は梅田駅からスグのビル集合！→勤務スタート！【



以上です

ありがとうございました

大阪自治労連 仁木 将

=====
憲法をくらしのすみずみに！地方自治と民主主義のいきる社会を！賃金底上げ、社会保障の拡充で、格差と貧困をなくそう！



大阪自治労連速報 (第 793 号)

2021年4月6日(火) TEL 06-6354-7201 FAX 06-6354-7206 E-mail mado@osaka-jichiroren.jp

～コロナ禍で大変だからこそ！住民とともに力あわせて～ くらし 労働 健康「4・4 なんでも相談会」

商店街での対話が進んで、子どもコーナー・食材提供も好評

4月4日(日)、大阪自治労連が加盟する大阪公務共闘(大阪国公・大教組・福祉保育労・全農林大阪)が主催し、市民団体との実行委員会として「4・4 なんでも相談会&フードバンク in グリーン会館」を開催しました。

70名を超える仲間が支援行動に参加



この企画は、大阪労連や「子ども貧困問題大阪ネットワーク」などの市民団体、大阪自治労連弁護団の協力を得て、広範な団体が参加する実行委員会として開催し、70名を超える仲間が参加しました。大阪自治労連は事務局

として30人を超える仲間が駆けつけて取り組み成功に大きく貢献しました。

大阪での新型コロナウイルス感染が急増する「第4波」という状況であり、感染力の強い変異株ウイルス感染の拡大など深刻な事態を迎えています。こうしたもとで、“中小企業のまち”“商都大阪”と親しみ込めて呼ばれた大阪の街並みが一変し、個人事業主や中小企業など休止や倒産、失業等が相次ぎ、生活不安にあえぐ住民が増え続けています。

このようなコロナ禍だからこそ、公務・公共職場で働く労働者自ら地域に足を踏み出し、住民の厳しい生活実態や商売される人たちの困難に寄り添い、少しでも解決や改善をめざし取り組みました。

午後から雨でしたが、大阪グリーン会館2階大ホールをベースに感染対策を万全に「なんでも相談会」「子どもお楽しみコーナー」、1階駐車場で「フー



食材提供コーナー(グリーン会館駐車場)

ドバンク(食材提供)」、天神橋商店街1～3丁目「商店街聞き取りアンケート」「呼び込み宣伝」などを多彩な企画を同時並行ですすめました。

対話をしながら食材を提供

あいにくの天気でしたが、ビラのポスティングや駅前・商店街での宣伝により、「天満宮にいる息子から連絡が入り来ました(70代女性)」「午前中に来た知り合いに教えてもらって(40代男性)」「美容師をしていたけど首になった。家が近所なので寄り来ました(60代女性)」「お菓子釣りしてると聞いて来ました(親子連れ)」「SNSで知って(学生)」など25人に食材をお渡しできました。

スタッフが実態・要望アンケートを聞き取りながら対話し、必要な方は2階の相談コーナーへ案内しました(19人からアンケートの回答をいただきました)。



食材を渡しお話を聞くスタッフ

相談にきた親子連れに保育部会(保育士)が対応、子どもがにっこり笑顔に

相談コーナーやアンケート調査を記入するため、子どもコーナー(お菓子釣り・預かり保育)に子ども10数人を応対しました。母親が相談に行くと泣き叫ぶ女の子を保育部会の仲間が抱き、声をかけるとすぐ泣き止み、笑顔でおもちゃで遊ぶ姿に「さすがやな～」と感心する場面も。母親も「(保育士と聞いて)安心です」とゆっくりと相談されていました。



切実な相談が寄せられ、誠実に対応

なんでも相談会には、「会社の業績不振で退職させられ、まもなく雇用保険が切れる。今後の生活が不安でいっぱい」という深刻な相談をはじめ、「コロナ感染対策」「厚生年金問題」「高齢者の雇用問題」、「子ども食堂やフードバンクをやりたいので教えてほしい」と5人の方が来られました。

商店街アンケート聞き取りに、「生きるため」悲痛の声や切実な要望が続々と

商店街・住民アンケートは、現在42件(オンライン含む)の回答が返ってきています。

以下のとおり、「圧倒的に売り上げが「悪くなった」という給付金や支援制度への不満が多数です。

- 補助金の給付が遅いし、対応も悪い
- 「まん防」はええわ！生きるため給付金支給遅い
- 一日も早くコロナ前の社会生活にとり戻したい
- ワクチン接種で安心安全な生活実現してほしい
- カラオケとか名指しは止めてほしい
- 人通りが少ないし、店も時短で人が来ない～
- 国は甘い！もっと国民に寄り添って考えてくれ

- 行政がもっとスピーディーに動いてほしい！具体的な施策が示されていないと思う
- 一人ひとりの感染症対策の意識を高めてほしい
- メディアの報じ方を変えてほしい
- 平等に行き渡るようにせな
- お互いに協力体制を整えないとアカン
- 飲食店が多いので早く収束しないとホンマに商店街つぶれてしまう



(参加者感想)行政への不満が多く出された継続的な活動が自治労連の役割と実感

聞き取り隊の参加者からは「忙しい時間帯だったけど話をよく聞いてくれた」「コロナで大変な思いをされているのがひしひし感じられた」「このような取り組みが非常に大事なと思った」「行政への不満が多く出され、自治体で働く労働組合として、住民に寄り添って、その声を国や自治体に働きかける必要性を感じる取り組みだった。これを今回限りにせず、継続的にやるのが自治労連の役割だと実感した」と感想が寄せられました。



「子どもの貧困問題大阪ネットワーク」中田進理事長のまとめのあいさつ「素晴らしい企画。ぜひつづけてほしい。必要な人に届くよう、これからも協力したい」

=====
憲法をくらしのすみずみに！地方自治と民主主義のいきる社会を！賃金底上げ、社会保障の拡充で、格差と貧困をなくそう！



大阪自治労連速報 (第792号)

2021年3月31日(水) TEL 06-6354-7201 FAX 06-6354-7206 E-mail mado@osaka-jichiroren.jp

～コロナ禍で大変だからこそ！住民とともに力あわせて～ **くらし 労働 健康 「4・4なんでも相談会」**

事前宣伝行動を実施 早速実態・要望アンケートへの回答も



3月28日(日)、大阪自治労連が加盟する大阪公務共闘主催で、民主団体や大阪労連などの協力を得ながら開催する「4.4なんでも相談会&フードバンク in グリーン会館」について、地域の商店街や住民の皆さんへお知らせする宣伝行動を行いました。

コロナ禍だからこそ、可視化する取り組みを

ポスティングに出る前の意思統一では、大阪労連の菅議長より、3月24日・25日に大阪社保協・シンママ大阪応援団主催で行われた「フードバンク&大相談会」の様子などをふまえて挨拶いただき「行政の手が届いていない人たちが多くいることを実感した。相談の中では深刻な内容もあった。私たち

の運動の中で、様々な分野で困っている事・人を行政や政治につなげていくのが大事。コロナ禍で困っている人が多くいる中で、大阪府・市では『広域行政一元化条例』が強行可決された。

21 春闘の取り組みの中でも、目の前で何が起きているのかを捉えて可視化している運動が求められている。一緒にがんばりましょう」と激励をうけました。

ポスティングしたアンケートには、 早速回答が寄せられています

10時からの午前中は、天神橋1丁目から3丁目にかけて商店や近隣の住宅へ約2600件に「案内ビラ」「実態・要望アンケート」「いのち署名(ハガキ)」をポスティング。お昼12時半からは、南森町駅前にてスタンディングとポケットティッシュにビラを入れて配布しました。

ポスティングしたアンケート用紙はQRコードから回答できるようにしていたため、早速30日までに飲食業・求人広告(代理店)・整体業・商社などから回答がありました。(次ページに抜粋して紹介します)



実態・要望アンケート回答(抜粋)

Q. どんな支援が必要ですか？(選択制・複数可)

A. 「家賃の補助」「持続化給付金」「特別定額給付金(10万円)」

Q. 国や大阪市に除くことは？(選択制・複数可)

A. 「厳しい現状を見てほしい」「税金の減額」「労働者への賃金減額補てん」「個人消費の回復施策」「無利子の融資」

Q. コロナ禍で感じていることをお聞かせください

A. 以下抜粋・・・

「正直に時短営業している所が馬鹿を見ている。この差をきちんと見極めて支援策を講じてほしい。このままではいつまで経ってもコロナが終わらない。いつその事飲食店全てを休業させて、しっかりと補償をしたら？って思う」

「給料も減り、その中でコロナ復興税など現状・将来共に安定した暮らしができると感じられる要素がなく、不安に思っています」

「すべて後手後手で、少し減ったら痺れ切らして解除してまた増えて…の繰り返し。いつまで付き合い合わないあかんのんかわからない」

「給付金頂ければ使います！」

くらし 労働 健康 など

なんでも相談会
Free consultation & Food bank
& フードバンク
Food・Daily necessities

* こどもお楽しみコーナー(お菓子作りなど)
* 商店・事業所聞き取り調査なども予定しています
* 同封のアンケートにご協力ください

4月4日(日) 11:00~14:00
会場 大阪グリーン会館
大阪市北区天神橋 1-13-15 ☎06-6354-7201(大阪自治労連)

相談ブースを設けています
お困りのことがあれば、ご相談ください
～くらし・労働・健康など～

主催) 大阪公務共闘 協力) なんでも相談会実行委員会
主催) 大阪四公・大阪教職員組合・福祉保育労大阪地本・全農林大阪・大阪自治労連
※大阪府内の公務員・学校・福祉施設などの職員でつくる労働組合です

—なんでも相談会・スタッフ募集中—

○当日の食材配布、商店街実態・要望アンケート、宣伝行動などに参加いただける方は単組を通じてお知らせください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いながら開催します

※今後の大阪府内の感染状況により、中止する場合がありますのでご了承ください

地域の活性化で企業も労働者も元気に ～コロナを乗り越え、つながりを強めて地域の活性化を

～中小企業家同友会の取り組みを通じて

報告の流れ

- 1.自己紹介+自社紹介
- 2.中小企業家同友会の紹介
- 3.国への要望と提言
- 4.コロナ禍を乗り越えるために
- 5.地域での取り組み

2021年11月27日

報告者
中小企業家同友会全国協議会政策副委員長

千葉県中小企業家同友会代表理事
野水鋼業株式会社 取締役会長 野水俊夫

当社の紹介

設立 1956年6月11日 資本金 7,800万円
社員数 63名(2021年4月) 年商 31億円(2020年12月期)

業態としては卸売業で在庫と設備にお金が寝る仕事です。
6年前に長男にバトンタッチ・・・何とか事業承継できました。
売上は2018年の46億円から落ちてきていますが、利益重視の姿勢とキャッシュフロー経営を目指しています。また、生産性の向上にむけて計画的設備投資を進めています。

【企業理念】

開かれた経営で、全員参加の学習型企业を目指します
仕事の進め方は顧客第一主義に徹します
環境に配慮し、社会に貢献します



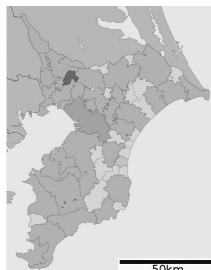
白井センター：千葉県白井市

1992年白井営業所開設
事務所棟を2008年10月増築

本社：千葉県鎌ヶ谷市



2017年3月竣工移転



福島センター：福島県矢吹町

2010年5月開所

当社の紹介 ステンレスの棒を切ってお客様にお届けしています

工場：千葉県白井市
福島県矢吹町

仕入先

- 製鋼メーカー：愛知製鋼 山陽特殊製鋼他
 - 大ロット (1サイズ 1tから4t)
 - 長い納期 (2ヵ月から5ヵ月)

白井工業団地協議会
 ・積極的に関わってきた
 230社・中小事業者
 地元小学生の工場見学の受け入れ
 コロナワクチンの職域接種
 地元自治会とのゴミゼロ運動・



販売先

- 金属加工業者
 - 小ロット (必要な分だけ)
 - 短納期 (今日、明日)



3

中小企業家同友会とは

同友会の概要

1.歴史 1957年7月日本中小企業家同友会 東京で創立 1969年 全国協議会設立	2.会員数 47都道府県 45,593人	3.平均従業員数 約30人 平均資本金規模 約1,500万円	4.会の財政 会員の入会金と 会費中心とした会 員からの収入
--	----------------------------	---	---

- 【労使見解】
- 1.経営者の責任
 - 2.対等な労使関係
 - 3.労使関係における問題の処理について
 - 4.賃金と労使関係について
 - 5.労使における新しい問題
 - 6.労使関係の新しい次元への発展
 - 7.中小企業における労働運動へのわれわれの期待
 - 8.中小企業の労使双方にとっての共通課題

3つの目的

良い会社を作ろう	良い経営者になろう	良い経営環境を作ろう
----------	-----------	------------

同友会の活動

1.例会 全国で年間約 5500回の月例会	2.新卒定期採用 & 社員教育活動	3.企業変革セミナー 経営指針 (経営理念、10年ビジョン、経営方針、経営計画) 成文化	4.女性、障がい者・・・多様な働き方ができる企業づくり	5.政策提言、調査研究活動 東日本大震災復興へ向けた活動
-----------------------------	-------------------	---	-----------------------------	---------------------------------

中小企業家同友会とは

中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン
7つの発展方向と5つの政策

2019年7月5日 東京総会にて提案

七つの発展方向

- | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 多様な産業を基礎とした安定した日本経財を築く | 2. 持続可能な経済社会のために内需主導型経済を目指す | 3. 地域循環型経済を目指す
多様な地域資源を活用する | 4. エネルギーシフトで持続可能な社会を目指す |
| 5. 不合理な格差を無くし、人間らしく働く環境を目指す | 6. 大企業の社会的役割・責任の明確化 | 7. 新しい仕事づくり・産業づくりで成熟社会とグローバル化に対応 | |

日本の中小企業
360万社
従業員数 3千2百万人
68.8% 1社あたり平均9人

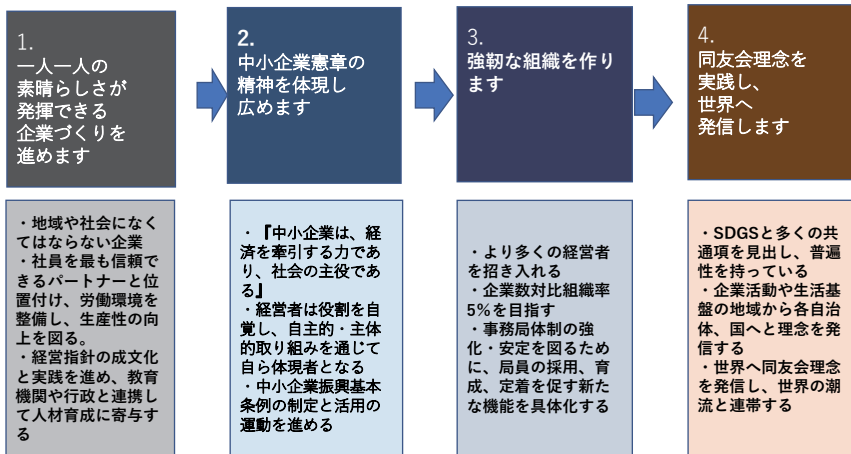
五つの政策

- | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 1. 中小企業憲章を国民に広げ中小企業を軸とした政策を | 2. 産業の進化と多様化で発展軌道へ
・雇用不安の克服 | 3. 公正な税制を実現し、生活安定の内需拡大で財政再建を進める | 4. 防災重視・地域密着型の社会資本整備を進める | 5. 中小企業憲章の理念を世界に発信し国際市場ルールを確立 |
|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------|-------------------------------|

中小企業家同友会とは

中同協設立50周年 同友会運動の将来展望 (10年ビジョン)

2019年7月5日東京総会にて提案



3.国への要望と提言 2022年度の国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（案）

1.中小企業憲章の国会決議	2.公平、公正な市場のルール確立	3.人的保障に依存しない金融制度の確立	4.労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充
5.公正な税制	6.中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視	7.公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進	
8.経済やエネルギーの地域内循環を高め、エネルギーシフトで持続可能な社会の創造を	9.中小企業が地域で仕事を作り出すため支援の抜本強化	10.東日本大震災等の教訓を生かして災害復興や経済再生を推進し、防災・防疫対策を進める	11.女性の起業家を増やし、事業を維持発展させるための支援を

4.コロナ禍を乗り越えるために

新型コロナウイルスに関する第9次緊急要望・提言
中小企業の倒産・廃業を防ぎ、雇用と日本経済を守るために

1.「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による融資の返済猶予期間の延長 民間金融機関の返済条件変更への対応支援	2.雇用調整助成金特例措置の延長 財源として一般会計からの措置を	3.コロナで甚大な影響を受けた業種や地域対策を計画的に明示を 飲食店への認証制度等
4.価格転嫁がスムーズに行えるよう指導強化を コロナ影響での資材高騰、納期延期での違約金、最低賃金の引上げ	5.インボイス制度の導入凍結 小規模事業者の廃業	6.回復需要を担える投資活動推進施策 事業再構築補助金の2,3年の延長 申請の簡便化

中同協では今回のコロナ禍に対して積極的に要望・提言を関係機関に出してきました。
□中小企業をつぶさない・・・12項目
2020.3.4
□第2次緊急要望 11項目に3項目の経済対策
2020.3.31

次々と、各地同友会の声も吸い上げて、要望提案活動を続けてきました。中小事業者の声ということで、中小企業庁を中心に政策立案資料として待たれるようにもなりました。

5.地域での取り組み

中小企業憲章

国レベル
2010年7月

千葉県中小企業
振興条例

県レベル
2007年3月

白井市
産業振興条例

市レベル
2013年3月

この10数年・・・国、県、市町村のレベルであてにされる同友会としての役割が明確になってきた。
上記はみな中小企業家同友会が深くかかわって出来上がった。

外的環境・・・雇用を支えている中小企業の減少傾向に歯止めがかかっていない・・・コロナ禍、インボイス制度の導入と一層の逆風にさらされている
⇒施策の変更が必要・・・事業承継への支援だけでなく当会でも掲げている政策課題への取り組みを期待したい

行政はどこと相談して進めて行ったら良いかわからない状況の中で、中小企業家同友会が自主的に取り組んでいることに気づき、関係性を深めている。

中小企業経営者は安定した雇用を続けて、地域の雇用を支えるとともに、地域の発展に寄与する活動をも担うことが期待されている

中小企業は、地域のインフラとしての機能を担っていくことが求められている。



中小企業家同友会全国協議会（中同協）

中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県の中小企業家同友会の協議体

創立：1957年4月 日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立

1969年11月 全国協議会設立

会長：広浜 泰久（株ヒロハマ 代表取締役会長）

幹事長：中山 英敬（株ヒューマンライフ 代表取締役）

会員数：47都道府県 45,593人（中小企業経営者、2021年4月1日現在）

平均従業員規模：約30人

平均資本金規模：約1,500万円

<同友会の性格>

- ・同友会は任意団体であり、中小企業家が自主的に参加し、手作りの運営を心がけ、中小企業家のあらゆる要望に応じて活動するという特色があります。
- ・同友会は、考え方や、社会的立場、業種、企業規模にとらわれず、大いに見聞をひろめ、企業の繁栄をめざそうとする中小企業家であれば誰でも入会できます。
- ・会の財政は入会金、会費を中心とした会員からの収入で成立っています。
- ・政治にたいする同友会の姿勢は、会の目的を達成するために、どの政党ともわけへだてなく接触しますが、会としては特定の政党と特別の関係をもたないようにします。会員個人の思想・信条の自由は当然のこととして保障されています。

<同友会の3つの目的>

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。（良い会社をつくろう）
 - ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。（良い経営者になろう）
 - ③同友会は、他の中小企業団体とも連携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。（良い経営環境をつくろう）
- この「3つの目的」と「自主・民主・連帯の精神」、「国民や地域とともに歩む中小企業」の3つを併せて「同友会理念」とし、自主的・自立的に、この理念に基づき以下のような活動を進めています。

<同友会の活動>

【全国で年間約5500回の月例会】 各同友会では地域ごとに支部・地区（47都道府県に499）をつくり、会員経営者の経営体験報告をもとにテーブル討論を行うなど経験交流を主体にした月例会を活動の基本としています。その際、経営者同士が本音で謙虚に学びあうよう心がけています（全国で年間5559回/2019年度実績）。さらに支部の下に小グループを作り、支部例会とは別に会員訪問例会などを実施しているところも増えています。

【新卒定期採用で正規雇用を広げる】 若者が生き生きと働き続けられる企業になるためにどのような企業づくりをすべきかを問いかけあい、正規雇用を広げようとすすめている新卒定期採用の活動が共同求人活動です。中同協として就職情報サイトJobwayを運営し、2019年度は全国1,013社が登録するサイトになっています。また共同求人採用した若者を励ます合同入社式（2019年度は40都道府県、経営者1,357名、新入社員1,179社2,580名が参加）を開いています。

【社長と社員が育ちあう社員教育活動】 社員をパートナーとして、経営者と社員が共に育ちあう企業をめざそうと、経営者としての姿勢や教育のあるべき姿を経営者が学ぶ場を設けるとともに、新入社員研修会（2019

年度は41都道府県、新入社員1,186社2,620人が参加)や幹部社員研修会などを会員の自主運営で行う社員教育活動を行っています。

【企業変革のためのセミナー】経営指針(経営理念、10年ビジョン、経営方針、経営計画)を成文化し、企業内で実践していくためのセミナーを行うとともに(2019年度は47都道府県のべ72回、1,354名が修了、3,272名の会員が運営)、自社の立ち位置を明確にし、実践を検証するために作成された「企業変革支援プログラム」(ステップ1、ステップ2)を活用しています。

【連携推進し付加価値の高い仕事づくり】企業間連携、産学官連携、農商工連携などを推進し、雇用を守り顧客の期待にこたえる付加価値の高い仕事づくりをすすめています。

【女性や障害者も力を発揮できる企業づくり】ワーク・ライフ・バランス推進やポジティブ・アクション、ディーセント・ワーク、女性のエンパワーメント推進のためのWEPs署名などにも積極的に学習機会を持ち、女性経営者全国交流会を毎年開催。内閣府と連携したセミナーや2010年APEC(日本開催)でのWLB分科会を担当、2016年には国連CSWで報告。障害者雇用を推進し、隔年で障害者問題全国交流会を開催しています。

【地球環境問題への対応】地球環境問題への企業としての取り組みを進めるため、温暖化防止、省エネ、創エネなどの積極的取り組みを「同友エコ」として独自の仕組みをつくり、参加企業を増やしています。また2013年にドイツ・オーストリア視察を行い「エネルギーシフト」について実践的に研究し、2016年には「中小企業家エネルギー宣言」を発表しました。

【政策提言などの活動】中小企業の経営を守り発展させるための経営環境改善の運動として、毎年国への政策要望・提言を提出しているほか、2000年代前半には金融アセスメント法制化運動を行い、100万署名を集め、金融や税制などで影響調査や緊急要望を提出。2004年からは「中小企業憲章制定」運動などを行い、2010年に同憲章は閣議決定されるなどの成果がありました。

【調査研究活動と情報化の推進】四半期ごとの景況調査、特別調査(2017年度は「採用と人材育成」)などを行い、分析・発表しているほか、40000名の会員経営者が使うグループウェアが月間120万ページビューと、積極的に活用されています。

【東日本大震災復興へ向けた活動】東日本大震災復興対策本部を設置、仕事づくり・エネルギー問題や政策活動への対応の研究グループ(REES)を設置。翌年と5年後に記録集を発行し、毎年視察ツアーなどを開催。

<主な全国行事>

毎年開催

- ・総会(7月、1000名規模)
- ・中小企業問題全国研究集会(2月、1200~2000名規模)
- ・青年経営者全国交流会(9月、1200名規模)
- ・女性経営者全国交流会(6月、500~800名規模)

隔年開催

- ・人を生かす経営全国交流会(9月、400~500名規模)
- ・社員教育活動全国研修交流会(11月、100名規模)
- ・経営労働問題全国交流会(9月、200~300名規模)
- ・障害者問題全国交流会(10月、400~600名規模)

中小企業家同友会全国協議会(中同協)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

<http://www.doyu.jp/> Tel:03-5215-0877 Fax:03-5215-0878



「中小企業における労使関係の見解（労使見解）」 中小企業家同友会全国協議会

戦後、活発化する労働運動の中から生まれた「総資本対総労働」の考え方が中小企業の労使関係にも波及し、中小企業経営者は激発する労働問題対策に苦しみました。その対応のために同友会の先達たちが 10 数年の経験を踏まえて 1975 年に中小企業家同友会全国協議会が発表したのが「中小企業における労使関係の見解」で、労使の信頼関係こそ企業発展の原動力であるとする、同友会がめざす企業づくりの基本文書です。中小企業家同友会の企業づくりの活動で学ぶべき内容として位置づけられています。

1. 経営者の責任

われわれ中小企業をとりまく情勢や環境は、ますますきびしさを加え、その中で中小企業経営を維持し発展させることは並大抵のことではありません。しかし、だからといってわれわれ中小企業経営者が情勢の困難さを口実にして経営者としての責任を十分果たさなったり、あきらめたり、なげやりにすることが間違いであることはいまでもありません。

経営者は「中小企業だから、なにも言わなくても労働者や労働組合はわかってくれるはずだ」という期待や甘えは捨て去らねばなりません。これでは自らの責任を果たしているとはいえないのです。

経営者である以上、いかに環境がきびしくとも、時代の変化に対応して、経営を維持し発展させる責任があります。経営者は企業の全機能をフルに発揮させて、企業の合理化を促進して生産性を高め、企業発展に必要な生産と利益を確保するために、全力を傾注しなければなりません。

そのためには、われわれ経営者は資金計画、利益計画など長期的にも英知を結集して経営を計画し、経営全般について明確な指針をつくることになによりも大切です。同時に現在ほどはげしく移り変わる情勢の変化に対応できる経営者の能力（判断力と実行力）を要求される時代はありません。

新製品、新技術の開発につとめ、幹部を育て、社員教育を推進するなど、経営者としてやらねばならぬことは山ほどありますが、なによりも実際の仕事を遂行する労働者の生活を保障するとともに、高い志気のもとに、労働者の自発性が発揮される状態を企業内に確立する努力が決定的に重要です。

経営の全機能を十分に発揮させるキーポイントは、正しい労使関係を樹立することであるといっても過言ではありません。

2. 対等な労使関係

労使関係とは労働者が労働力を提供し、使用者はその代償として賃金を支払うという一定の雇用関係であると同時に、現代においてはこれを軸として生じた社会的関係でもあります。

企業内においては、労働者は一定の契約にもとづいて経営者に労働力を提供するわけですが、労働者の全人格を束縛するわけではありません。

契約は双方対等の立場で取り交わされることがたてまえですから、労働者が契約内容に不満をもち、改訂を求めることは、むしろ当然のことと割り切って考えなければなりません。その意味で労使は相互に独立した人格と権利をもった対等な関係にあるといえます。

憲法や労働三法などによって労働者は個人的にも、労働組合としても基本的権利が定められています。経営者としては、労働者、労働組合の基本的権利は尊重するという精神がなければ、話し合いの根底基盤が失われることになり、とても正常な労使関係の確立はのぞめません。

しかし、以上のことは<1. 経営者の責任>の項と対立するものではありません。すなわち、人格としてまったく対等であるが、企業の労働時間内では経営権の下における管理機構や、業務指示の系統は従業員にとって尊重される

べきものです。

3. 労使関係における問題の処理について

中小企業経営者と労働者は経営内において雇用と被雇用の関係という点で立場がまったくちがうわけですから、労使の矛盾や紛争がまったくなくなるということは決してありません。

労使の間で日常不断に生まれてくる労働諸条件やその他多くの問題の処理については、労使が対等な立場で徹底的に話し合い、労働組合のあるところでは団体交渉の場において解決することが原則であると考えます。

団体交渉の内容方法は労使双方の意識水準、歴史の過程、全人格がすべて投影されるわけですから、一定の公式などあるはずはありません。

つまらないことから相互不信を招かないような、ごく一般的な手法は必要不可欠ですが、基本的には誠心誠意交渉にのぞむ経営者の姿勢、態度こそ、もっとも大切なことです。経営者が労働者の立場、考え方、感情をできるかぎり理解しようという姿勢は話し合いの前提でありますし、また労働条件の改善について実行できること、また必要なことは積極的に取り組むという姿勢が大事です。

しかし同時に、いわゆるものわりの良い経営者がイコール経営的にすぐれた経営者とはいえません。

労働条件の改善について、直ちに実行できること、実行について検討してみることも、当面は不可能なことなどをはっきりさせることが必要です。

もし、それを実行しなければ経営は前進しないし、経営者として従業員にも責任を負えないような重要問題については、全情熱をかたむけて労働者を説得し、あらゆる角度から理解と協力を求める努力をつくさなければなりません。

労使のコミュニケーションをよくすることは経営者の責任です。「当社の労働者は、ものわかりが悪い」といくら愚痴をこぼしても問題は一步も前進しません。そのためには、労使間の問題を団体交渉の場で話し合うだけでは不十分です。

職場内の会社組織を通じ、その他あらゆる機会をとらえて、労使の意思の疎通をはかり、それぞれの業界や企業のおかれている現状や、経営者の考え、姿勢をはっきり説明すると同時に、労働者の意見や、感情をできるだけ正しくうけとめる常日頃の努力が必要で。

4. 賃金と労使関係について

労働者と労働組合は、高い経済要求をもっており、労働時間の短縮をつよくのぞんでいます。経済的要求については、高度成長政策、インフレ政策のもとでの労働者の生活実態をよく考え、産業別、業種別、地域別、同業同規模企業などの賃金実態、初任給などを比較検討し、その上で誠意をもって話し合い、交渉するという態度を堅持します。

しかし現実には、企業の力量をよく見きわめ、企業発展の経営計画をあきらかにしめし、長期、短期の展望のなかで、妥協できる節度のある賃金の引き上げをはかることがのぞましいと考えます。そのために

- ①社会的な賃金水準、賃上げ相場
- ②企業における実際的な支払い能力、力量

③物価の動向

という三つの側面を正確につかみ、労働者に誠意をもって説得し、解決をはかり、一方、その支払い能力を保証するための経営計画を、労働者に周知徹底させることが必要です。このように節度ある賃金の引き上げをはかるためにも労使が協力しなければ達成できないでしょう。

経営者は昇給の時期、その最低率（額）および賞与の時期、その最低率（額）と方法などについて明確にできるものは規定化するよう努力すべきです。

また、労働者と労働組合が、きわめて強い関心をもって労働時間の短縮についても社会的趨勢としてこれをとらえ、一步一步着実に、産業別や業界の水準に遅れぬよう、そのプログラムを事前に組む必要があります。

5. 労使における新しい問題

産業構造高度化の進展と、ぎりぎりまでの近代化、合理化の進行の過程の中で労働者の人間性回復の問題が新しく登場します。

労働者の職場選択の最大の要素として「やりがいのある仕事」が第一位にランクされています。労働者の雇用の促進と定着性の問題を考えてみても、このことは、非常に大切です。労使関係には、ただたんに経済的な労働条件だけでは解決できない要素があることを重視する必要があります。

労働は苦痛であるという面もありますが、その中で労働者は「やりがいのある仕事」、労働に対する誇りと喜びを求めていることも事実です。

技術革新の進む中で、仕事はますます単純化され合理化されるので、なおいっそう、労働者の労働に対する自発性と創意性をいかに作り出していくかは、とくに中小企業家の関心をもつべき大きな課題です。

6. 労使関係の新しい次元への発展

われわれは、労使関係について長い苦悩にみちた失敗の経験と、いくつかの成功の経験をもっています。しかし、まだ経験を一般化するまでに経験の交流と討議を経ていません。

労働組合がつくられて間もない経営、頻りにストライキを反復され、労使紛争のたえない経営、二つの分裂した労組のある経営、労働組合がつくられ、長い年月を経て相互の切磋琢磨によって高い次元にまで達した労使関係をもつ経営などがあります。

われわれ中小企業家は、その企業内の労働者と労働組合の団結の強さの度合い、上部組織の関係、その思想意識の状態などに十分対応できる能力をもたなければならないと考えます。

中小企業においては、家族的で人間のふれあいのある労使の関係、労働組合のあるなしにかかわらず、積極的に労働条件を改善するとともに、意志疎通をはかることによって、相互の信頼感が十分に形成されている労使関係など、中小企業として、社会経済情勢の変化に即応した労使の関係がつくられてきました。

しかしある程度の認識や関心をもっていても、労働組合の結成時や社会経済情勢の激変期、また、誠意をもって話し合っているにもかかわらず団体交渉において行きつまりが生じた場合などは、労使の親近感が急速に崩れることさえあります。

中小企業といえども、時には対立や紛争状態も避けられない場合があり、このような過程をたどりながら、新しい次元の相互の信頼へとすすむものと考えます。

労使は、相互に独立した権利主体として認めあい、話し

合い、交渉して労使問題を処理し、生産と企業と生活の防衛にあたっては、相互に理解しあって協力する新しい型の労使関係をつくるべきであると考えます。このような中小企業における労使の関係が成立する条件はいま、社会的に成熟しつつあります。

7. 中小企業における労働運動へのわれわれの期待

中同協（同友会）は、中小企業をとりまく社会的、経済的、政治的環境を改善し、中小企業の経営を守り、安定させ、日本経済の自主的、平和的な繁栄をめざして運動しています。

それは、大企業優先政策のもとで、財政、税制、金融、資材、労働力の雇用や下請関係、大企業との競争関係の面で多くの改善しなければならない問題をかかえているからです。

そしてまた、中小企業に働く労働者の生活についても深い関心をはらい、その労働条件の改善についても努力をつづけてきました。しかし、必ずしも大企業の水準に達していない状態については着実に改善をはからなければならぬと考えています。

また中小企業家がいかに企業努力を払ったとしても、労使関係に横たわるすべての問題を企業内で解決することは不可能であり、労働者、労働組合の生活と権利を保障するために、民主的な相互協力関係をきずきあげる持続的な努力が双方に課せられると考えます。相互にその立場を尊重しあい、相手に対して一面的な見方や敵対視する態度を改めることが必要です。

公営企業や大企業とちがって、中小企業における「労働運動の要求とたたかい」においては、中小企業の現実に立脚して、節度ある「たたかい」を期待するとともに、労使間の矛盾、問題の処理にあたっては、話し合いを基本とするルールを尊重して解決点を見出すことを期待します。

国民生活のゆたかな繁栄のために中小企業の存立と繁栄は欠くことのできないものであり、中小企業における労働者、労働組合にとってもその安定性のある企業と職場は生活の場であり、社会的に活動するよりどころとして正しく理解するよう期待します。

8. 中小企業の労使双方にとっての共通課題

前にも述べたように「中小企業家がいかにして企業努力を払ったとしても、労使関係に横たわるすべての問題を企業内で解決することは不可能」です。

なかでも、物価問題、住宅問題、社会保障問題、福利厚生施設問題などは企業内では解決できず、当然政府ならびに自治体の問題、政治的に解決をはからなければならないきわめて重大な問題です。

これらの問題を解決するために積極的に運動することは、中小企業家としての責任であり、また、自己の経営の労使関係にも重大なかかわりがあるのだ、という自覚をもって同友会運動をより積極的に前進させなければなりません。

広く中小企業をとりまく諸環境の改善をめざす同友会運動は、そこに働く労働者の問題でもあり、その意味において中小企業経営者と中小企業労働者とは、同じ基盤に立っていると考えます。

中小企業家同友会全国協議会は、ここに参加する中小企業家のたえまない努力によって、ここに述べられているような労使関係の改善と確立のために奮闘するとともに、全国のすべての中小企業家と労働各団体にもこの見解の理解を求め、ひろめるよう努力するものです。

2022年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（案）

2021年6月 中小企業家同友会全国協議会

はじめに—中小企業家の見地から展望する日本経済ビジョン「7つの発展方向」

私たちは、日本経済がさまざまな課題を克服し、持続可能で健全に発展する道を切り開き、豊かな国民生活が実現することをめざして、日本経済ビジョンを提案し、多くの方々と連携して実現をめざしていくことを呼びかけるものです。①多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築く。②持続可能な経済社会づくりのための地域分散型・内需主導型の経済をつくる。③地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化を促進する。④エネルギーシフトで持続可能な経済社会を推進する。⑤誰もが人間らしく学び、働き、生きることができ、働く環境づくりを推進する。⑥大企業の地域経済や中小企業に対する社会的役割・責任が十分に発揮される社会を築く。⑦成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめる。

1. 中小企業憲章を国会決議とし、憲章の理念と内容を実現し制度化を

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。③中小企業担当大臣を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格。⑤「中小企業の日」「中小企業魅力発信月間」を盛り上げ周知する。

2. 公平、公正な市場のルールを確立し、健全な競争環境の醸成を

- (1) 中小企業の取引環境を改革していくことが重要であり、逸脱した企業への罰則を強化するなど政策の実効性を高め、公平・公正な取引環境の実現をめざし政策を推進すること。
- (2) 中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく一層厳正・迅速な政策的対応を進めること。公正な取引の視点から取引条件の確立を図ること。下請二法の適正な運用に努めるとともに、罰則規定を盛り込むことも検討すること。

3. 人的保証に依存しない金融制度の確立を

- (1) 人的担保（個人保証）に依存しない金融制度を一層推進し、『経営者保証に関するガイドライン』の活用促進を図るとともに、経営者保証の廃止や保証解除の際の要件緩和を推進すること。
- (2) 「専用当座貸越（伴走支援型融資）」の取り組みを強化すること。
- (3) 「共通価値の創造」の支柱として「中小企業と金融機関の信頼関係構築コード（原則）」を策定すること。

4. 労働環境改善と多様な人材が活躍する就労環境の拡充のために

- (1) 日本の雇用の7割を支える中小企業の労働環境改善が進展することは、大多数の国民の生活の向上、そして地域や日本経済の持続的で安定的な発展につながる。中小企業の労働環境改善を支援するとともに、公正な経営環境づくりに政府全体で取り組むこと。
- (2) 中小企業の労働環境改善の自主的な取り組みを支援すること。
- (3) 政府は働き方改革の推進にあたっては「中小企業への影響を考慮し政策を総合的に」進めることを謳った中小企業憲章の立場で政策を検討すること。
- (4) 最低賃金の引き上げについては、早い段階で広く中小企業の意見を聞きながら検討するとともに、①地域間格差を是正する制度の創設、②社会保険料の事業主負担への助成制度創設、③取引関係の適正化を行うこと。
- (5) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を図ること
- (6) 政府は、パート労働者への厚生年金の適用拡大について、2024年10月に「51人以上」に引き下げる方針である。事業主負担の軽減など中小企業への支援施策も含めて慎重に検討すること。
- (7) 障害者の雇い止めや解雇を抑えるための企業への支援や雇い止めされた障害者の支援をする。

5. 中小企業憲章の理念に沿った中小企業・小規模企業の継続・発展のための公正な税制を

- (1) 国民生活の中核である中小企業・小規模企業、地域が継続・発展する公正な税制を求める。
- (2) 基礎的財政収支（プライマリーバランス、PB）を黒字化させる目標は歳入改革で増税となりかねず生活

や経済に多大な影響を及ぼし、少なくとも日本経済のデフレ脱却まで凍結すべきである。

- (3) 適格請求書等保存方式（インボイス）は事業者免税点制度の実質的な廃止と同じ結果をもたらす。これは中小・小規模事業者にとっては死活問題であり、対応できない事業者が市場から排除され、休廃業が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらす。適格請求書等保存方式導入を撤回し、現状の免税水準を実質的に維持する制度の構築を強く要望する。
- (4) 大企業や連結法人よりも中小企業・小規模企業のほうが逆に高い法人税負担率となっている現状を踏まえ、100億円以上資本金の法人（19%程度）、連結法人（14%程度）などの20%を切っている法人税負担率を、資本金1～5億円の税負担率の27%程度に高める。少なくとも中小企業・小規模企業の税負担率の23～25%程度に高め、その社会的責任に見合う適正な税負担を求め、財政の健全化や社会保障の財源とするべきである。
- (5) 日本の消費税増税やコロナ禍のなか消費や経済への影響の長期化を強く懸念する。消費課税は低所得者や中小・小規模事業者ほど負担が大きい税制としての実態があり、消費課税の抜本的な見直しを求める。
- (6) 事業承継制度は事業承継者に猶予不適當になった場合のリスクが大きく、10年程度の一定期間の事業継続を条件に猶予ではなく免除制度導入を進めるべきである。
- (7) 経済の根底を支える中小企業の現状をその答申等に反映させるためにも、政府税制調査会の構成メンバーに中小企業の代表を増員することを強く要望する。
- (8) 外形標準課税の中小法人への適用拡大はひきつづき反対する。

6. 中小企業を取り巻く採用と教育環境の重視

- (1) 学校教育等においては中小企業の実態に即した最新かつ正確な姿を教えること。小・中学校など学齢期の早期段階から中小企業における職場体験・インターンシップを授業に組み込むこと。また、インターンシップは、学生が働く意味や生き方を学ぶことができる機会とすべくその理念や定義を明確化し、指導すること。
- (2) 就職活動のルールについては、中小企業の実態と声が正確に反映されることを重視して取り組むこと。
- (3) 奨学金は学生に負担をさせない償還制度の創設、有利子部分を国が負担するなど特段の便宜を図ること。
- (4) 大学の授業料引き下げを実施、給付型奨学金制度のさらなる整備を行い、その拡充を図ること。
- (5) 若者の職業訓練と失業給付制度等セーフティネットを抜本的に充実する。若者の就労支援を強化すること。

7. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な競争の促進を

- (1) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高め、地域に精通した中小企業への受注機会を拡大すること。
- (2) 一般競争入札基準（全省庁統一資格）は大企業有利であり、中小企業の入札の公平な見直しを求める。

8. 経済やエネルギーの地域内循環を高め、エネルギーシフトで持続可能な社会の創造を

- (1) 地域循環型経済による持続可能な地域づくりを支援すること。
- (2) エネルギーシフトを推進し、地域内循環することで地域経済が継続的に発展できる政策を推進すること。
- (3) 気候変動の要因による大規模な自然災害が今後も強く懸念されるため、日本の化石燃料・CO₂などの大幅な削減の取り組みをすすめ、適応と緩和のあらゆる策を速やかに推進すること。

9. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう支援策を実施する。販路開拓で困難をかかえる中小企業を支援しバックアップ型トライアル発注制度の効果を増幅する施策を実施する。
- (2) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援する。また日本への回帰や撤退に適切な支援をする。
- (3) AIやIoT、ICT、DXなど利活用における中小企業への支援を強化すること。

10. 東日本大震災等の教訓を生かし、災害復興や経済再生を推進し、防災・防疫対策を進める

東日本大震災の教訓を活かし、自然災害からの復興を進め、安全・安心の防災体制を築き、防疫対策を推進し、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりを推進すること。

11. 女性の起業家を増やし、事業を維持発展させるために

女性起業家の活躍に着目し、さまざまな創業支援を展開している地方自治体も増えている。ワンストップサービスを総合的に行い、新たな事業創出や連携を生み出す環境づくりなどの取り組みを支援すること。

各 位

中小企業家同友会全国協議会

会長 広浜 泰久

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

電 話 03 (5215) 0877(代) FAX 03 (5215) 0878

URL <https://www.doyu.jp>

中小企業の倒産・廃業を防ぎ、雇用と日本経済を守るために 新型コロナウイルスに関する第9次緊急要望・提言

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展を図るとともに、中小企業をとりまく経営環境の是正に努めて参りました。

緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり、経済的に社会的にも極めて深刻な影響を与えております。全国の中小企業にとっても、とりわけ影響の大きい飲食業や宿泊業、観光サービス業およびその関連業は言うに及ばず、資材の高騰なども含めあらゆる業種に影響が出ており、弊会の景況調査でも景況感は厳しくなっています。

このように厳しい環境下にあっても、中小企業の多くは支援施策等も活用しながら社員の生活と雇用及び地域経済を守るために必死の努力を続けています。しかしながら、影響の長期化も予想されることから、支援施策を一層拡充していくことが求められています。雇用と地域社会を守り、日本経済の崩壊を防ぐためには、中小企業の維持・発展が不可欠です。

政府は2019年に「中小企業の日」および「中小企業魅力発信月間」を設け、その目的を「中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくため」としています。その趣旨に照らし、政府は厳しい局面を乗り切ろうと奮闘している中小企業・小規模事業者の存在意義と重要性を国民に訴えるとともに、従来以上にスピードを上げて支援の取り組みを進めることを強く希望します。

以上の観点から、私たちは下記のような政策の実施を緊急に求めるものです。関係各位の早急なご協力、ご支援をお願いします。

1. 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資の返済猶予期間を延長し、特に利子補給に関しては5～6年延長すること。また民間金融機関が「金融仲介機能の強化」の一環として、積極的に中小・小規模事業者に、積極的に返済条件変更に応じるとともに、長期資本性ローンや経営支援を行うよう対応すること。
2. 雇用調整助成金特例措置の延長を行うこと。その財源は雇用保険に限らず、一般会計からも措置すること。柔軟な予算措置で雇用保険料率の引き上げを行わないこと。
3. 感染が一時的に終息する中で、飲食店の認証制度などへの対応や施策が、場当たりの、中小事業者の不安を招いている。コロナで甚大な影響を受けた業種や地域への、対策を早急にかつ計画的に明示して実施すること。
4. コロナの影響もあり資材不足や資材の高騰が相次いでいる。一方で、納期延期による違約金の請求や価格転嫁拒否、手形サイトの長期化など、そのしわ寄せが立場の弱い中小・小規模企業に強いられている。最低賃金の引き上げも含め、これらの価格転嫁がスムーズに行えるよう、指導を強化すること。
5. 2023年に予定されている消費税のインボイス制度の導入を凍結し実施しないこと。
6. 回復需要を担える前向きな投資活動を推進する施策を実施すること。また、事業再構築補助金は、2～3年程度延長し、希望者の多くが活用できるよう制度を拡充し、中小企業に対し申請を簡便にすること。

以上



すみだ地域での建設業発展に向けた 取り組みと建設労働組合の役割

東京土建一般労働組合墨田支部



すみだ住宅デーの木工教室(上)・まな板削り(下)



小さな博物館 建築道具・木組資料館

墨田支部 産業対策分野（仕事対策）運動のトピック ①

- 1958(S33)年5月6日 墨東支部から分離独立し、組合員86人で墨田支部を結成。
- 1959(S34)年5月23日 支部最初と思われる墨田区との自治体交渉を行う。
- ★1974(S49)年仕事確保組織『墨田建築センター』設立するも1976(S51)年に解散。
- 1977(S52)年5月1日 3年間にわたる仕事確保の運動が実り、区の修築資金融資制度が実施された。
- ★1980(S55)年8月 第1回すみだ住宅デー開催。地域の皆さんへ技術・技能を奉仕する、住宅デー運動が始まる。
- ★1983(S58)年9月19日 墨田区の簡易工事幹旋窓口が一般財団法人墨田まちづくり公社と協定を結び調印式を行う。受注の受け皿組織となる『墨田住宅センター』を4月1日設立。
- 1985(S60)年すみだこどもまつりへ初参加。子ども木工教室を行う。
- ★1986(S61)年3月 『墨田住宅センター産業振興計画(第1次地域建設産業振興計画)』報告書完成。
- 1987(S62)年墨田は『産業のまち』として墨田区が取り組んだ3M(Museum・Meister・Manufacturing shop)運動。区内産業のイメージアップ、PR活動のひとつとしてコレクションを公開する『小さな博物館』に4人の組合員が協力。※現在でも(株)森下工務店(墨田区菊川1-5-3)事業所の一部を建築道具・木組資料館として提供している。



墨田区役所幹部とともに区住宅施策についてPR（すみだ住宅まつりにて）



手すり取り付けボランティア活動

墨田支部 産業対策分野（仕事対策）運動のトピック②

- ★1991(H3)年9月1日墨田支部を広く地域にアピールすることを目的に、第1回すみだ住宅まつりを錦糸公園で開催。現在では秋の一大イベントとして定着。
- 1993(H5)年地域の民生委員と相談し高齢者宅のボランティア修繕を行う。この経験が支部の運動方針に位置付けられ、手すり取り付け等のボランティア活動へと実る。
- ★1996(H8)年4月「建設産業振興計画(第2次地域建設産業振興計画)」報告書完成。
- ★1997(H9)年高齢者宅への手すり取り付けボランティア活動が始まる。2019年まで23回を数え、延べ1918件の区内高齢者宅へ手すりを取り付ける。
- ★2001(H13)年4月新たな仕事確保を目指し『協同組合すみだ建築センター』設立。
- ★2004(H16)年3月「地域建設産業振興計画(第3次地域建設産業振興計画)」報告書完成。
- 2005(H17)年10月新防災対策第一弾となる「木造住宅無料相談事業」「家具転倒防止器具取付事業」を協同組合すみだ建築センターが受託。地域に視点をあてた長年の活動が墨田区に認められた。
- ★2006(H18)年6月墨田区耐震化推進協議会に幹事団体として参加・設立。建築士事務所協会・建設業協会・建設産業連合会・東京土建墨田支部の区内建設団体が大同団結。木造密集地域を抱える墨田区の耐震化に向け動き出す。

墨田支部 産業対策分野（仕事対策）運動のトピック③



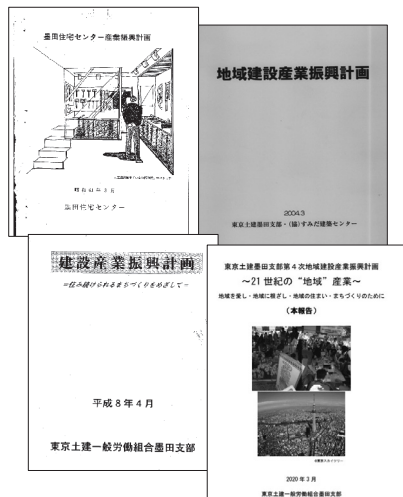
キラキラ茶家での“すみだ街かど食堂”
NPO×社協×食育goodネットのコラボ事業



消防署員とともに応急救助訓練を行うハンマーズ（すみだ住宅まつりにて）

- ★2007(H19)年6月NPO法人すみださわやかネット設立。住み続けられる墨田区を目指し住民居住支援組織作りを始める。2009年キラキラ橋商店街にキラキラ茶家を開き、地域住民への相談事業を開始。
- 2008(H20)年7月墨田区と災害協定を締結。
- 2013(H25)年8月区民への良質なサービスの提供、労働者の適正な労働条件確保と労働環境の整備などを柱とした、公契約条例を墨田区でも制定するため、建設労組5団体で全建総連墨田区協議会を設立し運動を開始。
- 2014(H26)年11月自主防災組織ハンマーズを設立。
- 2014(H26)年墨田区空き家対策協議会に幹事団体として参加。12月には空き家行政執行第1号物件の解体工事を行う。
- ★2020(R2)年3月「第4次地域建設産業振興計画」報告書完成。
- 2020(R2)9月4日自主防災組織ハンマーズが防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞。2020年1月第16回地域の防火防災功労者最優秀賞・2月第24回防災まちづくり大賞消防庁長官賞を受賞。
- 2021(R3)年8月YouTubeを使いオンライン親子木工教室を区民向けに開催。36組の申し込み。

4次にわたる地域建設産業振興計画への視点



東京土建墨田支部は、40年にわたって住宅デー運動と30年にわたって住宅まつりに取り組んできました。大手住宅産業の進出から仕事確保を守る、住宅の作り手が住み手の信頼を獲得していくことを結びつけ、これまでの運動の成果や課題を確認しながら、4次にわたる地域建設産業振興計画を策定してきました。

1次振興計画 1986(S61)年3月

2次振興計画 1996 (H8)年4月

3次振興計画 2004(H16)年3月

4次振興計画 2020 (R2)年3月

約10年ごとに振興計画を策定、各計画ともに2～3年かけて調査・研究、報告書としてまとめています。1次～3次振興計画では成果物が生まれています。

第1次地域建設産業振興計画



1986(S63)年3月に報告書『墨田住宅センター産業振興計画』を作成。中心的テーマは「地域産業」としての住宅関連産業(町場の大工・工務店)のあり方であった。墨田区の住宅事情と併せて墨田住宅センター利用者調査等を行った。①共同化に対する認識の統一。②仕事確保にとって地域に根差すことの意義。③会員教育。④宣伝活動。同センターの問題点と課題が大きく4つ浮き彫りになった。

成果物

地域の住宅改善要求に応えることを通じ“地域づくり”“まちづくり”の一翼を担い、仕事の安定確保を図るため、同センターの組織・地域活動の中期展望を策定した。安定的な墨田住宅センターの運営を実現する。

第2次地域建設産業振興計画

建設産業振興計画

=住み続けられるまちづくりをめざして=

平成8年4月

東京土建一般労働組合墨田支部

1996(H8)年4月に報告書『建設産業振興計画』を作成。①墨田区の地域特性と産業・生活支援。②墨田区の住宅事情と住宅政策の方向。③墨田区内の建設投資・建設生産の現状と問題。④地域建設産業確立の現状と今後の課題。4つの項目について地域建設産業確立の展望を明らかにした。

成果物

2つの点で大きな進展があった。
第1は、1997(H9)年介護保険法成立を前に、区内に住む高齢者の住まいの家具転倒防止器具取付、トイレの手すり取付ボランティア活動を開始し、同時に組合員とその家族がヘルパー2級の資格取得するための講座を支部で開設した。以後、支部の活動として高齢者の視点、「住まいは福祉」の視点が入り、2000(H12)年の介護保険法施行に伴い、介護保険を活用した住宅改修を推進した。
第2は、2001年に「協同組合すみだ建築センター」を設立。“受注・購買・計算”の事業共同化を推進。同年8月建設業許可取得。営業年度2016年～2018年の3年完工高1億円到達。

90年代後半から支部として区民の住まいの要求を把握し、区民の要求で行政ができない事を実施し、それを区の制度につなげ、制度の活用を組合員に普及する(仕事の拡大)という活動スタイルが定着し、支部と墨田区(行政)との信頼関係を築いてきた。

第3次地域建設産業振興計画

地域建設産業振興計画

2004.3

東京土建墨田支部・(協)すみだ建築センター

2004(H16)年3月に報告書『地域建設産業振興計画』を作成。住み手の住宅改善の困難についての調査分析を踏まえてまとめられた。「住み続けられるまちづくり」「地域居住支援システムの拠点づくりとネットワーク」が提起された。

成果物

木造密集地域を抱える墨田区において、阪神・淡路大震災を教訓に区内建設4団体と共に官民共同で2006(H18)年に「墨田区耐震化推進協議会」を設立し、墨田区の耐震化を進める取り組みを始める。

2007(H19)年には、「特定非営利活動法人(NPO)すみださわやかネットワーク」を設立し、2009(H21)年に京島3丁目にあるキラキラ橋商店街に「キラキラ茶家」を開設、“錯綜した権利関係下での住宅・住環境改善の困難性”“木密地域の広範な集積による災害などの不安に対する安心・安全の住まいづくりの重要性”“居住福祉としての住宅改善の重要性”など、「住み続けられるまちづくり」を目指し、「地域居住支援システムの拠点づくりとネットワーク」を具体化し、事業展開を行っている。

現在では、墨田社会福祉協議会、キラキラ橋商店街、すみだ食育goodネット、千葉大学(2020年墨田キャンパス開設)などと共に、キラキラ茶家運営やNPOの事業展開をしている。

第4次地域建設産業振興計画

東京土建墨田支部第4次地域建設産業振興計画
～21世紀の“地域”産業～
地域を愛し・地域に根ざし・地域の住まい・まちづくりのために
(本報告)



2020年3月

東京土建一般労働組合墨田支部

2020(R2)年3月に報告書『東京土建墨田支部第4次地域建設産業振興計画』を作成。報告会を2021年7月13日に実施(報告者:和洋女子大学名誉教授 中島明子氏)。

第3次以降の取り組み総括、建設業者(組合員)・居住者の住宅事情と建設業者とのつながりについて調査分析した。

調査研究と分析で見えてきた課題を『21世紀の地域産業』として描き出せる4つの目的として示した。

- (1)「墨田に住む人々の住まいの実態と要求をつかむ」。
- (2)「墨田に住む人々は建設業者に何を望んでいるのか」。
- (3)「地域産業としての建設業再考」。
- (4)「すみだブランドの構想」。

ゆえに、東京土建墨田支部を中心に、建築設計業者、関連事業者、福祉関連産業と連携して「すみだブランド」プロジェクトを組み、住まいのニーズに応えるシステムを構想することが提言された。

展望



住まい手の住宅要求と提言をどのように組み合わせ具体化するか、墨田支部が持っている知識や手順の活用と連携が「すみだブランド」になると考える。



さいごに

東京土建墨田支部の仕事対策運動は、建設業を基幹産業として地域に対し働きかけを続ける組合運動として、地域住民との合意、自治体との信頼関係を構築・発展した中『結果としての仕事確保』に結び付けてきた。

単純に仕事を求めるだけでなく、建設業や建設組合に求められる諸課題や行事の中で、仕事確保をしていくことが重要。

地域住民との信頼関係を基本に、墨田区住宅関連施策への参加と提案を柱に据えた、地域を基に進める運動である。

信頼は財産

コロナ禍における 中小業者の経営と自治体支援策

全国商工団体連合会附属中小商工業研究所
Tel 03(3987)4391 / Fax 03(3988)0820
Mail kenkyu@zenshoren.or.jp
宮津友多

1

1. 直接支援策の経過

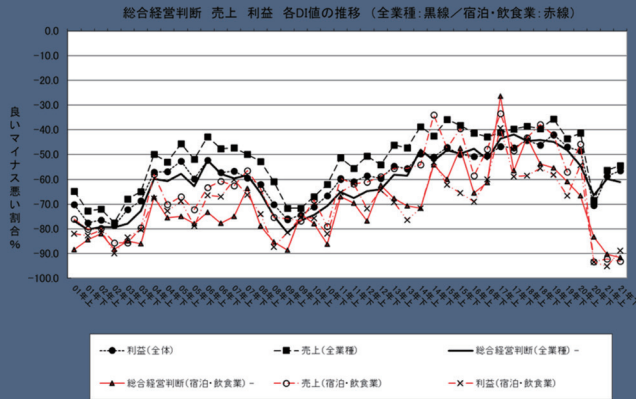
- ▶ 阪神淡路大震災のときは、個人の資産形成に資するとの理由で、直接支援策は講じられませんでした。
- ▶ それが、東日本大震災では、経営を立て直そうとする**企業グループ**に対して、直接支援が講じられました。いわゆる「**グループ補助金**」と呼ばれるものです。
- ▶ そして、コロナ経済危機においては、「**個**」の**企業**への直接支援へと前進しました。国の持続化給付金（対象事業者：売上50%以上減）や家賃支援給付金（対象事業者：売上50%以上減など）といった直接支援策や、この後、紹介する自治体の直接支援策です。
- ▶ 中小業者支援策は、コロナ禍において「画期的に前進した」と評価できます。

本日の報告

1. 直接支援策の経過
2. 21年下期（9月）営業動向調査
3. 「新型コロナウイルスの影響を受ける中小業者への支援策実施状況調査」概要
4. 自治体支援策——給付金（支援金）
5. 自治体支援策——固定費補助（家賃支援）
6. 自治体支援策——雇用補助
7. 最近の自治体支援策
8. まとめ

2

2. 21年下期（9月）営業動向調査（1）



全業種（n = 728）

総合経営判断DI▲61.2

（コロナ前20年上期（3月）▲54.5）

売上DI▲54.4（同▲41.4）

利益DI▲56.5（同▲48.5）

➤ 売上・利益はコロナ感染拡大前には戻っていない。

宿泊・飲食業（n = 74）

総合経営判断DI▲91.6（同▲66.7）

売上DI▲93.1（同▲45.7）

利益DI▲88.9（同▲54.3）

➤ 宿泊・飲食業は3期続けて危機的な水準

2. 21年下期（9月）営業動向調査（2）

コロナ禍で原材料等の著しい高騰

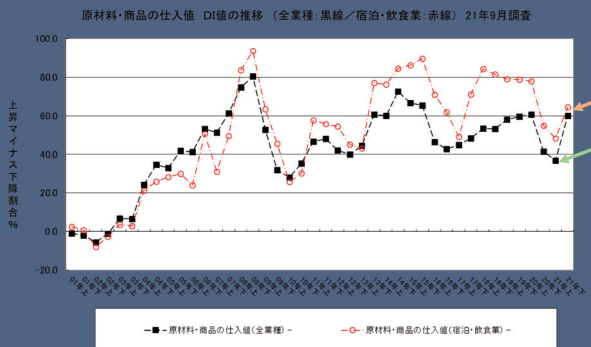
全業種（n = 728）

原材料等仕入値DI 60.1

（21年3月・同DI 36.7）

宿泊・飲食業（n = 74）

原材料等仕入値DI 64.4



会員モニターから寄せられた原材料等高騰の実態

➤ 「8月から、木材、金物が2倍以上の値上がりとなっているのに、お客さまには契約金額以上の請求はできない」（岩手、女性、60代、総合建築業）

➤ 「コロナの影響で売り上げが下がった。ケーブルや原材料、特に情報機器用のコネクタの仕入れが遅れている。価格が2倍に上がったものもある」（茨城、男性、70超、その他の製造）

➤ 「原材料(油)の高騰が著しい。今後の対応を考えざるを得ない」（岐阜、男性、60代、食料品製造）

➤ 「解体業だが、燃料代がコロナ以降高くなっている」（大阪、男性、50代、職別工事業）

➤ 「製菓原料が5%~10%値上りした。駅前や商店街の店舗にテナント募集のポスターが増えてきた」（奈良、男性、70超、食料品製造）

➤ 「原材料、鉄板、SUS材（ステンレス鋼材）、アルミ材が去年より80%も値上がりしている」（香川、男性、60代、金属製品）

3-①. 「新型コロナウイルスの影響を受ける中小業者への 支援策実施状況調査」概要

【実施】 全国商工団体連合会

【実施期間】 2020年8月28日－9月30日

【実施方式】 郵送記入・返信

【対象】 1,788自治体（全自治体）

【回答】 1,092自治体（回答率61.1%）

都道府県100% 政令指定都市・県庁所在地86.5% 市区町村59.2%

【調査項目】 ①「休業補償」 ②「固定費補助」 ③「雇用補助」

④「観光業・飲食業への補助」 ⑤「感染防止対策への補助」

⑥「芸術・文化への補助」 ⑦「国保傷病手当金の支給」

⑧「それ以外の支援策」 ⑨「中小振興条例」 ⑩「小規模振興条例」 etc

【集計結果】 次頁

3-②. 自治体支援策 —— 「支援策実施状況調査」集計結果

コロナ対応支援策		休業補償		固定費補助		雇用補助	
実施自治体数	実施率	361	33%	472	43%	249	23%
制度数		424		584		300	
都道府県		31		14		27	
政令・県庁		19		47		14	
市区町村		374		523		259	

観光・飲食業補助		感染防止対策補助		芸術・文化補助		それ以外の支援策		中小振興条例	小規模振興条例
817	75%	629	58%	106	10%	813	74%	417	184
1427		944		140		1656		421	186
102		143		37		136		39	25
109		90		40		170		30	7
1216		711		63		1350		352	154

3-③. 自治体支援策——課題と特徴

- コロナ禍において、中小商工業者を支えようとする自治体の、努力が伝わる直接支援策が数多くありました。コロナ禍の自治体支援策は、国の制度にはない支援、国の制度では支援が届かない事業者への支援、といったきめ細かな支援により、中小商工業者を守ろうとするものです。自治体の果たした役割は大きいです。
- そのうえで、中小商工業研究所は、課題と特徴を次のように整理しています。
- 課題は、自治体の直接支援策が、国の直接支援策への「上乗せ」ととどまる傾向が見られたことです。
- 特徴は、国の支援では支援が行き届かない事業者を対象とした自治体の直接支援策が多彩に取り組みられたことです。

自治体支援策の調査結果を踏まえて、全国の民主商工会は自治体要請を実施してきました。直接支援策の創設求め運動をしてきました。

3-④. 自治体支援策——給付金（支援金）の特徴

- 自治体の給付金（支援金）については、「国の制度への上乗せ給付金」と「国の制度を補完する給付金」とに分類することができます。
- 「国の制度への上乗せ給付金」とは、国の持続化給付金の「売上減少要件」（50%以上減）と「同等の要件」を設けている自治体の給付金（支援金）のことです。国の持続化給付金を申請している事業者を対象に自治体が支給することから「上乗せ給付金」といいます。これに該当する自治体支援策は75ありました。
- 自治体による「上乗せ給付金」は、国の持続化給付金を受けることのできた事業者にとっては経営維持に有効な支援となりますが、国の給付金を受けることのできない事業者（例えば、20年9月営業動向調査時点では、売り上げが「減1割以内」16%、「減3割以内」31%、「減5割以内」12%の事業者の合計59%）は「支援の外」に置かれます。給付を受けられる事業者と受けられない事業者とで「支援格差」が生じることになります。
- 「国の制度を補完する給付金」とは、国の持続化給付金の「売上減少要件」に該当しない事業者を対象にしている自治体の給付金（支援金）のことです。具体的には、「売り上げが前年同月比率で20%から50%未満減少」などの緩和要件を設けることで、国の持続化給付金を受けられない事業者を支援するものです。これに該当する自治体支援策は277に上りました。

3-⑤. 自治体支援策——「国の制度を補完する給付金」の具体例

- 「売上げが前年同期比**5%以上減少**している市内小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）」（小規模事業者緊急支援給付金＝上限10万円、埼玉県行田市）
- 「売上高**5%以上減**」（新型コロナウイルスに負けるな事業継続応援給付金＝法人20万円、個人10万円、岡山県美作市）
- 「1カ月の売上高が前年同月比**10%以上減少**している町内事業者」（中小企業等継続応援給付金＝上限20万円、茨城県城里町）

4-①. 自治体支援策——給付金（支援金）

岩手県一関市「感染防止取組事業者緊急特別支援給付金」チラシ（表・裏）

市担当者からの聞き取り内容

【売上減少要件を設けなかった理由、対象者の設定理由、一律40万円としたことについて】

（事業者が）減収しているなかで、感染防止対策をすすめるにも費用がかかる。様々な業界で感染防止のガイドラインがでており、感染防止対策をとる事業者を考えたところ、コロナの影響が大きいであろうと思われた7業種を対象とした。一律40万円も大きい金額だと認識している。前回の給付金から、対象業種を広げ（⑦旅行業を追加）、金額も挙げた（前回20万円→今回40万円）。業種を広げ大きい金額で支援しようと考えた。

【申請書類について】

①～⑥は簡素なものだと考えている。難しい書類を求めると、仕事に支障がでる。簡素な書類で素早く助けるのが先だ。

【財源】【決算と支給件数】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。2億2,360万円の決算で、559件に支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者等の皆様へ
感染防止取組事業者緊急特別支援給付金

申請期限の延長及び対象範囲の拡充のお知らせ
（感染防止取組事業者緊急特別支援給付金）は、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を受けている事業者等の経営の安定と新しい生活様式に対応した感染防止対策への取組を推進するための給付金です。

対象者

次の1～2の要件に該当するもの
1 市内に次の①～⑦のいずれかに該当する業種を営む店舗又は事業所がある
①飲食店、喫茶店等
②貸切バス業
③タクシー業
④自動車運転代行業
⑤河川遊覧船業
⑥旅館業
⑦旅行業

2 (1) 中小企業者※、個人事業主
又は
(2) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち、中小企業者の範囲を満たす者

※ 飲食店・喫茶店
・市内に店舗を構え、日々より飲食の提供を行う施設（移動販売は、市内に代表者住所がある場合に限り）
・アウトドアレクリエーション店を除く。ただし、市内に住所がある個人事業主、または市内に本社を置く中小企業者等が営んでいる場合に限り対象。
※ 旅館業
・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。

対象となる例
飲食店、料理店、喫茶店、フードコート、キッチンカー、イートインのある菓子・パン店（喫茶店等の営業許可を受けている場合に限る）、等
タクシー・バスストア、スーパーマーケット（店舗内に独立して営業する場合は除く）、専ら宿泊者のみを利用するホテル、旅館等の宿泊施設、露天風呂、自動販売機、等

対象外の例
・営業する場合は除く。専ら宿泊者のみを利用するホテル、旅館等の宿泊施設、露天風呂、自動販売機、等

給付金額 一律40万円(1事業者1回限り)
(複数の店舗を営んでいる場合も1事業者として取り扱います。)

申請期限 令和3年9月12日(金) ※ 必着

※ 厳密にもご確認ください

申請書類

①感染防止取組事業者緊急特別支援給付金交付申請書請求書
②事業者ごとに定める営業の許可等を受けていることを証する書類の写し。
③店舗、事業所の外観写真
④法人または申請者名義の口座通帳（金融機関、支店、口座番号および各義人のカナ表示の箇所）の写し
⑤【法人のみ】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し
⑥【個人事業主のみ】本人確認書類の写し

原則郵送での提出
・市役所の表面に「感染防止取組給付金申請書在中」と朱書きしてください。
・申請書類一式を封筒に入れて、切手も貼って提出してください。郵送料は申請者の負担となります。

●申請書類郵送先
〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

●申請から給付金交付までの流れ

申請にて申請書類受理 → 申請書の内容を審査 → 交付決定通知等の交付 → 給付金を指定口座へ振込

2週間から3週間

●その他
この給付金は、所得税上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他の収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。

※ 申請書は、市のホームページからダウンロードできます。また、一関市役所会議室第1会議室B（新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）、各支所産業建設課、一関商工会議所本所、一関市観光協会）に配置しています。

※ 申請に関するご相談などで、市役所へいらっしゃる場合は、マスクの着用など感染症予防対策をお願いいたします。

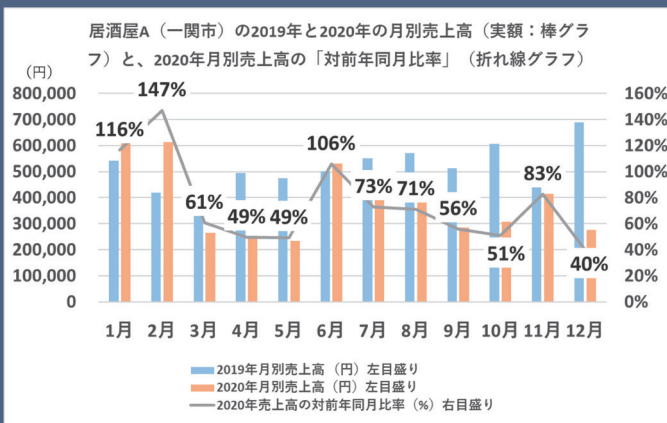
【申請先等先】
一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8700(FAX)

4-②. 自治体支援策——給付金（支援金）

- 前頁の、一関市「感染防止取組事業者緊急特別支援給付金」の創設を伝える、全国商工新聞（2021年3月15日）
- 一関民商が「第4回・経営動向調査」を踏まえ、制度創設を要請してきたもの。
- 映画館経営者の声「様々な給付金もすぐに無くなってしまおうので本当に助かる。民商の頑張りにも励まされます」



4-③. 緊急事態宣言下（2020年）の居酒屋（一関市）の経営と給付金の役割



居酒屋A 年間売上高と持続化給付金等加算後の実額および比率

(円)	2019年	2020年	対前年比率
年間売上高	6,298,000	4,605,000	73%
持続化給付金		1,000,000	
加算後		5,605,000	89%
市の給付金		100,000	
加算後		5,705,000	91%

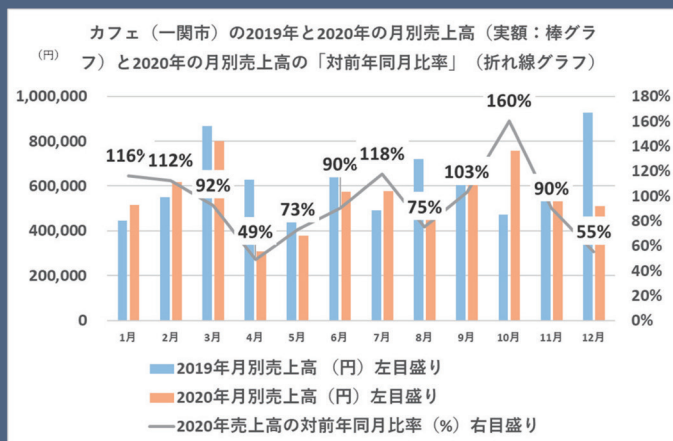
出所) 決算資料をもとに筆者作成。

注) 居酒屋Aが受給した持続化給付金と市の給付金は含めていません。2019年と2020年の月別売上高（実額：棒グラフ）と2020年の売上高の「対前年同月比率」（折れ線グラフ）を示しています。

出所) 決算資料をもとに筆者作成。

居酒屋Aは、2021年に「感染防止取組事業者緊急特別支援給付金」を受給

4-④. 緊急事態宣言下（2020年）のカフェ（一関市）の経営と給付金の役割



注) カフェが受給した持続化給付金や市の給付金等は含めていません。2019年と2020年の月別売上高（実額：棒グラフ）と2020年の売上高の「対前年同月比率」（折れ線グラフ）を示しています。

出所) 決算資料をもとに筆者作成。

カフェ 年間売上高と持続化給付金等加算後の実額および比率

(円)	2019年	2020年	対前年比率
年間売上高	7,503,000	6,786,000	90%
持続化給付金		1,000,000	
加算後		7,786,000	104%
市の給付金と補助金		300,000	
加算後		8,086,000	108%

出所) 決算資料をもとに筆者作成。

カフェは、2021年に「感染防止取組事業者緊急特別支援給付金」を受給

4-⑤. カフェ（一関市、前ページ）の経営事例 ——給付金の経営維持の役割、補助金の市場拡大の副次的効果

- 国の持続化給付金や一関市の給付金で運転資金を確保し（経営維持）、経営の強みや弱みを洗い出し、コロナ禍でもどこに商機があるのか、経営分析（SWOT）をはじめます。
- 弁当のテイクアウト事業を始めるも、消費者の低価格思考と近隣店との価格競争で、販売価格を引き下げざるを得ませんでした。利益率が低下。
- そこで、新製品スイーツづくりに向けて動き出します。他社との差別化を図るため、「地産地消」をコンセプトに、原材料に市内産の野菜を取り入れることとしました。スイーツづくりには、新たな生産設備の導入が必要となり、市の「農商工連携補助金」（目的：農商工連携による新たな付加価値を生み出すビジネス創出）を受け、設備を導入。新製品スイーツを完成させます！
- 市の「地産地消モデル店」に認定。地元で話題に。新製品スイーツが市のふるさと納税の返礼品に選ばれます。岩手県「ふるさと食品コンクール」で、新製品スイーツが入賞。21年10月、盛岡市の老舗デパートから商品取り扱いの要請を受けます。
- 国や市の給付金は、コロナ禍で苦境に陥った「カフェ」の経営維持に役立ちました。そして、補助金は、市場拡大という副次的な効果も生んでいます。
- カフェ経営者の声「コロナ禍はたしかに厳しいが、今は経営が楽しい」。直接支援策の役割の大きさを物語っています。

4 - ⑥. 林業経営者（一関市）の経営事例 ——小規模事業者の「生産性向上」と「賃金引き上げ」

【業態】林業（経営者）、従業員4人 【基幹事業】素材用木材の伐採・搬出
【新型コロナ禍の状況】1回目の緊急事態宣言後、建築需要の停滞が続き、20年4月の売上は前年比46%

- 元請1社（大手林業者・製材所）からの下請仕事。林業経営者はコロナ禍の長期化を見越し、従業員の作業効率を改善することで労働生産性を向上させ、限られた下請単価の中で、最大限の利益を確保する経営戦略を。
- 従業員1人あたりの伐採作業時間の短縮化に必要な設備（パワーショベル）を導入するため、一関市の低利融資（中小企業振興資金）と国の「ものづくり補助金」を受けます。新たな設備を導入し、木材伐採にかかわる従業員の稼働時間を短縮し（パワーショベルに対応したパソコン・ソフトウェアで作業工程のロス・ミスを抽出、作業工程の改善）、利益率の向上につなげます。
- 上記の取り組みを通して、時間的余裕が生まれ、市内に点在する防風林・小規模林地を対象とした「刈り払いサービス提供事業」を開始、元請受注を得ました。
- 2020年は過去最高の売上高（7,776万円）、利益率も向上し、従業員への「賃上げ」を行っています。
- 2021年「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」（現在申請中）。国産材における非接触型生産供給事業の新規展開と売上回復、従業員賃金の年間1.5%引き上げを目指す。
- 林業経営者の声「業界は危険な作業も伴うが、尊い仕事だと実感している。だからこそ、それに見合う、賃金体系にしていきたい。従業員の賃上げを大切にしている。一関市内には林業を営む企業は12件。私が頑張ることで、業界全体の引き上げをしていきたい」
- 詳細は、山口伸「連載 コロナ禍における小企業者の経営革新②」『中小商工業研究』（第149号 2021年10月号）

5. 自治体支援策——固定費補助（家賃支援）

固定費のうち、自治体の家賃支援については、国の家賃支援給付金（売上50%以上減等）を受けていることを条件に支給している「上乗せ給付金」がありました。

一方で、「国の家賃支援給付金に該当しない事業者」を対象に家賃支援を行っていた自治体支援策は、右の通りです。

自治体の家賃支援制度

自治体	名称	対象者	上限額
宮城県石巻市	石巻市店舗等賃料補助金	不動産を賃借して事業を営み、売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した国の家賃給付金に該当しない事業者	15万円(月額5万円。最大3カ月分)1/2以内
宮城県登米市	登米市中小企業家賃支援給付金	国の家賃支援給付金の対象とならない事業収入減少率が20%以上50%未満の市内中小業者、個人事業主	最大30万円(最大10万円×3カ月分)
秋田県大館市	テナント家賃等支援事業費補助金	2月以降の売上が20%以上減少し、申請日時点で国の家賃支援給付金の対象にならなかった事業者	21万円
福島県郡山市	家賃支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月～12月の売上高について、1カ月で前年同月比15%以上50%未満減少しており、国の家賃支援給付金の交付要件に該当しないこと	10万円/月、最大60万円(6カ月分)
茨城県常陸太田市	常陸太田市緊急家賃支援金	令和2年5月から12月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した月があり、国の家賃支援給付金の対象とならない事業者	1事業者当たり30万円(家賃月額の1/2(上限5万円)×6カ月分)
栃木県矢板市	店舗賃料支援金	国の家賃支援給付金の対象とならない事業者	30万円
東京都国立市	国立市中小企業等経営支援金(テナント家賃支援金)	国の家賃支援給付金の対象外(前年同月比20%～50%減少している)	20万円
大分県宇佐市	テナント事業者家賃補助事業	国の家賃支援給付金の対象でない、5～12月のうち1カ月の売上が前年同月比20%以上減、ほか	30万円

6-①. 自治体支援策——雇用補助（1）

- 雇用補助については、国の雇用調整助成金（従業員雇用維持を図る目的の助成金）の支給決定を条件に、県や市が雇用補助を行う「上乘せ補助金」が多くありました。
- 一方で、岩手県遠野市は「45歳未満の者を正規採用した、市内に事業所を有する中小企業等」を対象に補助（上限額30万円/人）を実施していました（新規雇用創出事業費補助金）。
- 宮城県加美町は「雇用調整助成金の対象外で家族専従者がいる町内事業所」を対象に上限5万円を支給するという独自性のある支援策を講じていました（加美町専従者雇用支援事業）。
- 新潟県長岡市は、学生インターンシップを実施した市内企業や、市内在住者の職場実習の受入れをした企業に支援金を支給しています。

6-②. 自治体支援策——雇用補助（2）

町担当者による解説（『中小工業研究』148号、2021年7月1日号）

- 職員を休ませて会社としての収入が少ない中、社会保険料の雇用主負担が大きいと判断した。これは、商工会が会員と聞き取りをする中で様々な意見を集約し、雇用を維持するための一つの施策として提案され、本町としてもその重要性を認識し計画したものである。
- 社会保険料事業主負担補助は、国の雇用調整助成金の支給を受けた事業主が、従業員に対して支払った休業手当の10分の1の金額とした。当該補助の目的としては、新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なくされた中で、労働者の雇用の維持および事業活動の継続を図ろうとするものであった。対象月については当初令和2年3月から5月の3カ月としていたが、国の雇用調整助成金の特例措置等の延長を受け、令和2年12月まで延長した。補助実績としては商工会との見立てよりも少なく、4社にとどまったが、近隣市町どころか国や県が取り組まなかった社会保険料の事業主負担に着目し、該当の事業者へ補助を行うことができた意義は大きかったのではないかと考えている。

川本町 新型コロナウイルス感染症対策支援事業(事業者向け)

川本町では新型コロナウイルス感染症対策支援事業(事業者向け)として下記の支援事業を実施しています。申請の方法や詳しい内容は、相談窓口(役場産業振興課・町商工会)へ連絡下さい。町では引き続き、国、県の支援事業を確認し、事業の追加、変更を行います。

申請受付中の事業	
■持続化給付金	■補助額:法人30万円、個人15万円を上限とし、前年売上と今年売上を比較し、減少した月額売上の3ヶ月分 ■対象者:下記の条件にすべて該当する方 ①3月～8月において前年同月比の売上が20%以上50%未満減少(1ヶ月以上)した事業者 ②申請時において国の給付金を受給していない事業者
■固定費補助	■補助額:月額2万5千円を上限とし、実費、リース料(車両除く)月額の1/2、20%以上減少した月数分 ■対象者:下記の条件に該当する事業者 ①3月～8月において前年同月比の売上が20%以上減少した事業者
■社会保険料事業主負担補助	■補助額:休業手当支給額の1/10、3ヶ月分を上限 ■対象者:下記の条件に該当する事業者 ①雇用調整助成金を受給した事業者
■販路拡大及び感染症対策支援補助	■補助額:20万円を上限とし、販路拡大及び感染症対策環境整備に係る事業費の10/10。*県事業への上限可 ■対象者:下記の条件に該当する事業者 ①前年同月比の売上が20%以上減少した事業者

■相談・申請窓口
役場産業振興課 ☎72-0636 町商工会 ☎72-0123

プレミアム商品券・プレミアム食事券・タクシー利用助成
使用期間:7月12日～12月31日

川本町は商工会と連携し、上記事業者支援事業と合わせ、プレミアム商品券・プレミアム食事券の販売とタクシー利用助成を開始します。感染症対策を実施しながら町内消費を喚起していきます。

- ★プレミアム商品券 額面1,000円×12枚を10,000円で販売 プレミア率20%
- ★プレミアム食事券 額面1,000円×6枚を4,000円で販売 プレミア率50%
- ★タクシー利用助成 町内の飲食店を利用の際、利用したタクシー料金の半額を助成
上限:2,500円 利用タクシー:色智自動車(有)
*現金利用時のみを対象とします。

18

8. まとめ

- 中小企業憲章（2010年閣議決定）「小規模企業の多くは、家族経営形態を採り、社会の安定をもたらす。このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。」
- 小規模企業振興基本法（2014年）：従業員数が5人以下の小企業者の「持続的発展」をめざすことを旨としています。
- コロナ禍の自治体支援策は、国の制度にはない支援、国の制度では支援が届かない事業者への支援、といったきめ細かな支援により、中小商工業者の経営維持や新たな事業展開の助けとなるものです。自治体の果たした役割は大きいです。中小企業憲章や小規模企業振興基本法に即した（具現化につながる）取り組みではないか、と感じています。

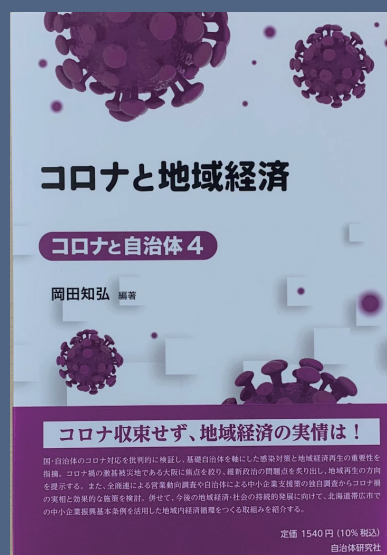
『コロナと地域経済』

岡田知弘編著
自治体研究社（2021年9月発行）
定価1,540円（税別）

目次

- 第1章 コロナ禍と地域・自治体（岡田知弘）
- 第2章 激甚被災地・大阪の感染被害の実相と維新政治（岡田知弘）
- 第3章 中小商工業者をどう支えるのか（宮津友多）
- 第4章 地域内経済循環のための連携【北海道・帯広】（大貝健二）

本日の報告でご紹介しきれなかった「自治体支援策」等は、同書籍に掲載しております。



自治体支援策の調査結果は
以下のアドレスにすべて公開しています。

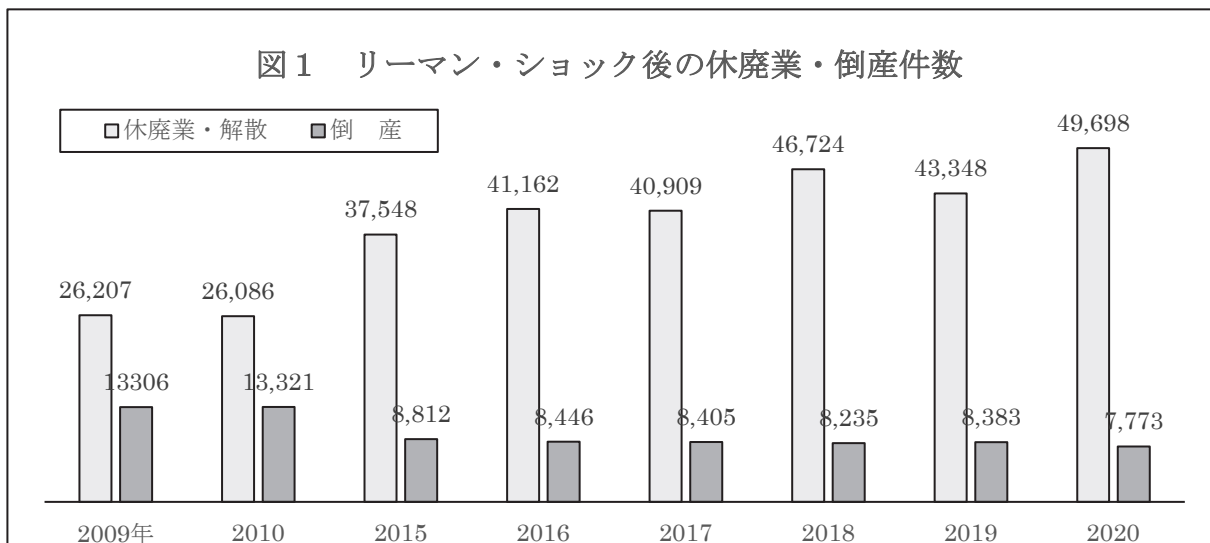
<https://www.zenshoren.or.jp/coronavirus.html>

ページ下「■新型コロナ対策 中小業者支援 自治体施策調査
(回答1092自治体)」



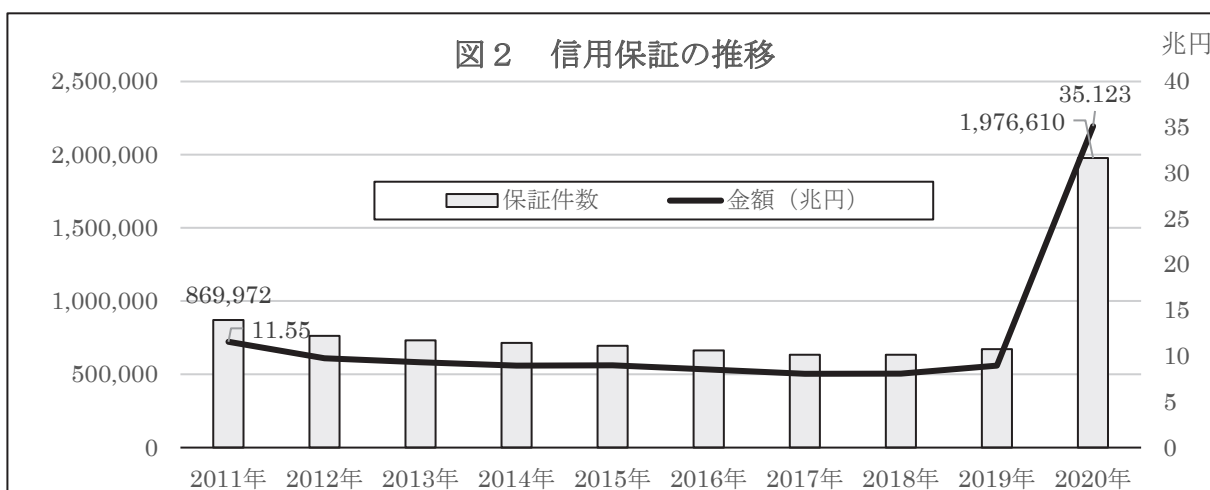
[まとめ発言資料 吉田敬一]

図1 リーマン・ショック後の休廃業・倒産件数



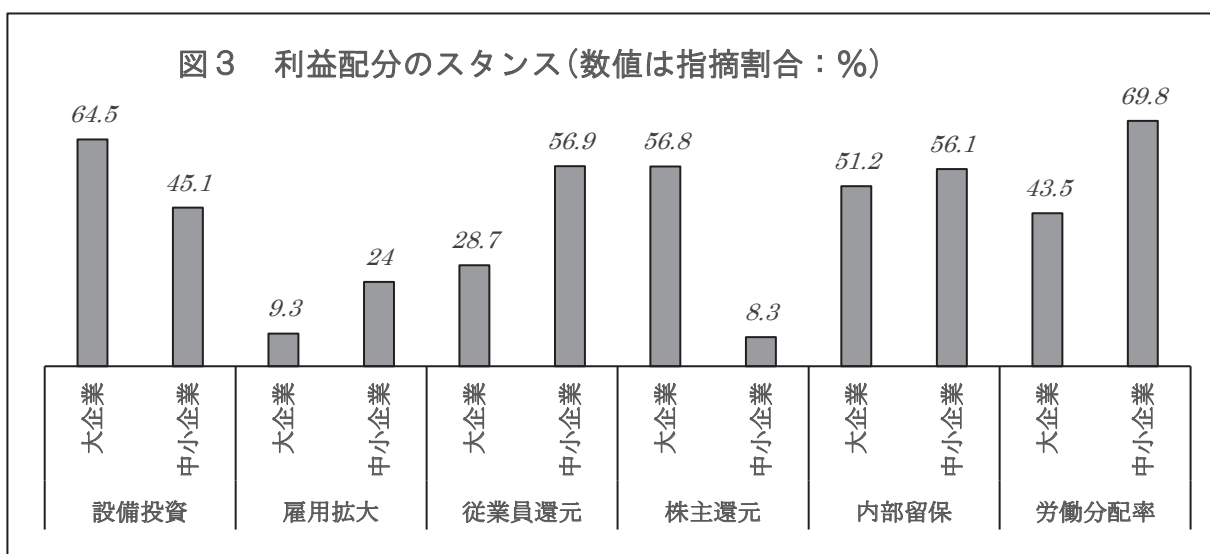
東京商工リサーチ調べ

図2 信用保証の推移



全国信用保証協会連合会調べ

図3 利益配分のスタンス(数値は指摘割合：%)

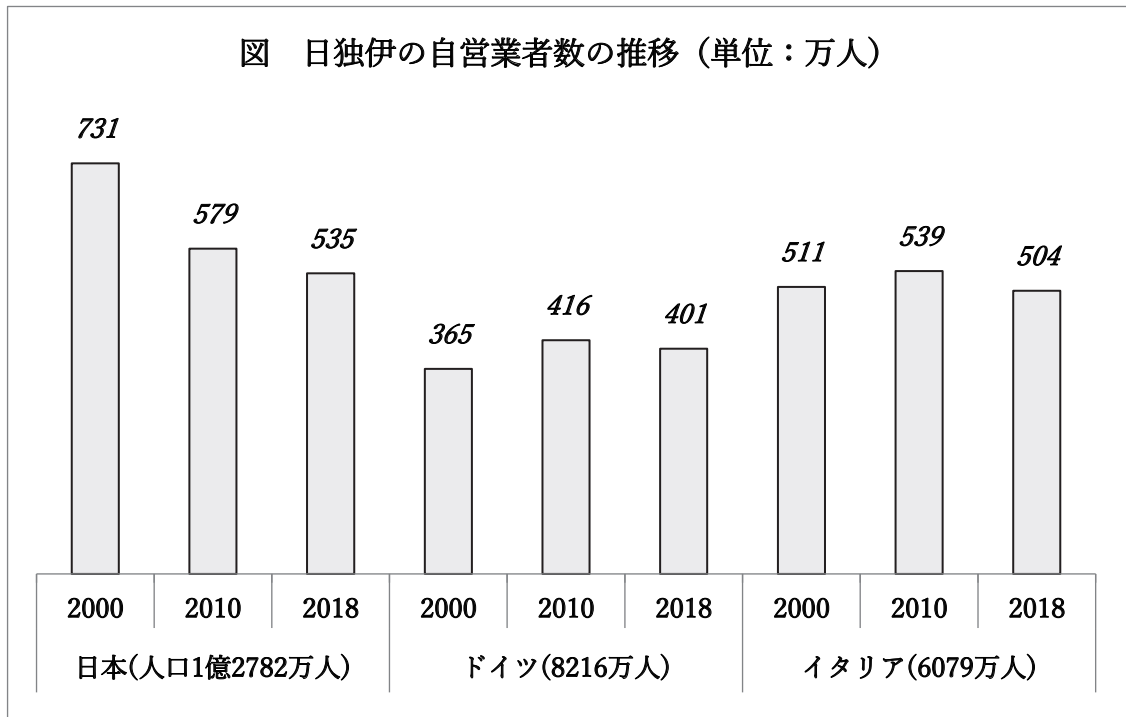


注) 10項目の選択肢から3つまでの複数回答。大企業=資本金10億円以上 中小企業=1億円未満。

労働分配率の大企業は資本金10億円以上、中小企業は10億円未満の数値。

資料) 内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」2019年第1四半期、労働分配率は「法人企業統計調査」2017年第2四半期調査より作成。

図 日独伊の自営業者数の推移（単位：万人）



注) 商工自営業者のほか、個人タクシー業者・芸術家・税理士などを含む。

資料) 『データブック 国際労働比較』2008年版、146頁、2019年版、147頁より作成。

